

平成 23 年度

地方公務員共済組合等事業年報

総務省自治行政局公務員部福利課

目 次

概 要

第1 制度の沿革	3
1. 地方公務員の共済組合制度の沿革	3
2. 社会保障協定の状況	7
3. 地方議会議員の年金制度の沿革	9
第2 制度の改正等	9
1. 制度の改正	9
2. 平成23年度における年金額の改定	10
第3 制度の概要	11
1. 地方公務員の共済組合制度の概要	11
2. 地方団体関係団体職員の年金制度等の概要	19
3. 地方議会議員の年金制度の概要	21
第4 事業の概要	25
I 地方公務員共済組合の事業の概要	25
[I] 組合及び組合員の概況	25
1. 組合等の数	25
2. 組合員数	26
3. 被扶養者数	30
4. 給料月額及び期末手当等の額	31
[II] 短期給付の概況	33
1. 収支の状況	33
2. 短期財源率の状況	38

3. 納付の状況	39
(1) 納付の種類	39
(2) 受診率等の状況	40
(3) 掛金・負担金収入に対する法定給付の割合	40
(4) 納付実績	40
[III] 長期給付の概況	47
1. 長期財源率の状況	47
2. 収入の状況	48
3. 納付の状況	49
4. 長期給付積立金の状況	54
[IV] 福祉事業の概況	57
II 地方議会議員共済会の事業の概要	64
[I] 地方議会議員の概況	64
[II] 納付経理の財源	64
[III] 収支の概況（給付経理）	64

統計表 I (地方公務員等共済組合)

1 組合員数、被扶養者数及び給料に関する調	66
2 福祉施設に関する調	70
3 短期法定給付支給状況調	72
4 短期附加給付支給状況調	82
5 長期給付支給状況調	84
6 年金種類別受給権者状況調	86
7 短期経理貸借対照表	88
8 同 損益計算書	90
9 長期経理貸借対照表	92
10 同 損益計算書	94
11 業務経理貸借対照表	96

12	同 損益計算書	98
13	保健経理貸借対照表	100
14	同 損益計算書	102
15	医療経理貸借対照表	106
16	同 損益計算書	108
17	宿泊経理貸借対照表	112
18	同 損益計算書	116
19	住宅経理貸借対照表	120
20	同 損益計算書	122
21	貯金経理貸借対照表	124
22	同 損益計算書	126
23	貸付経理貸借対照表	128
24	同 損益計算書	130
25	物資経理貸借対照表	134
26	同 損益計算書	138
27	財形経理貸借対照表	142
28	同 損益計算書	144

統計表 I の 2 指定都市職員共済組合
都市職員共済組合
市町村職員共済組合 の組合別内訳

1	組合員数、被扶養者数及び給料に関する調	148
2	福祉施設に関する調	166
3	短期法定給付支給状況調	168
4	短期附加給付支給状況調	204
5	長期給付支給状況調（指定都市職員共済組合のみ）	212
6	年金種類別受給権者状況調（ 同 上 ）	218
7	短期経理貸借対照表	224

8	同 損益計算書	232
9	長期経理貸借対照表（指定都市職員共済組合のみ）	248
10	同 損益計算書（ 同 上 ）	252
11	業務経理貸借対照表	258
12	同 損益計算書	270
13	保健経理貸借対照表	286
14	同 損益計算書	302
15	宿泊経理貸借対照表	326
16	同 損益計算書	342
17	住宅経理貸借対照表（指定都市職員共済組合のみ）	366
18	同 損益計算書（ 同 上 ）	366
19	貯金経理貸借対照表	374
20	同 損益計算書	382
21	貸付経理貸借対照表	394
22	同 損益計算書	406
23	物資経理貸借対照表（市町村職員共済組合のみ）	426
24	同 損益計算書（ 同 上 ）	434
25	財形経理貸借対照表	444
26	同 損益計算書	452

統 計 表 I の 3 (再掲 地方公務員共済組合連合会)

1	長期給付経理貸借対照表	468
2	同 損益計算書	468
3	基礎年金拠出金経理貸借対照表	469
4	同 損益計算書	469
5	業務経理貸借対照表	470
6	同 損益計算書	470

統計表 I の 4 (再掲 全国市町村職員共済組合連合会)

1	災害給付経理貸借対照表	472
2	同 損益計算書	472
3	保健給付経理貸借対照表	473
4	同 損益計算書	473
5	長期経理貸借対照表	474
6	同 損益計算書	474
7	業務経理貸借対照表	475
8	同 損益計算書	475
9	宿泊経理貸借対照表	476
10	同 損益計算書	476
11	団体信用生命保険経理貸借対照表	477
12	同 損益計算書	477
13	貸付債権共同保全経理貸借対照表	478
14	同 損益計算書	478
15	短期給付財政調整経理貸借対照表	479
16	同 損益計算書	479
17	短期給付特別財政調整経理貸借対照表	480
18	同 損益計算書	480
19	育児・介護休業給付経理貸借対照表	481
20	同 損益計算書	481
21	財形経理貸借対照表	482
22	同 損益計算書	482

統計表 II (地方議会議員共済会)

1	会員数及び報酬に関する調	484
2	共済給付金支給状況調	484
3	年金たる共済給付金種類別受給権者状況調	484

4	給付経理貸借対照表	485
5	同 損益計算書	485
6	業務経理貸借対照表	486
7	同 損益計算書	486

概要

第1 制度の沿革

1 地方公務員の共済組合制度の沿革

地方公務員についての退職年金制度及び共済制度は、昭和37年12月1日に地方公務員共済組合法（昭和39年法律第152号により法律名が「地方公務員等共済組合法」に改称された。以下「法」という。）が施行され現行の統一的な共済組合制度に統合されたが、それまでの間は、都道府県と市町村の区分、身分や職種の相違によって区々に分かれて行われていた。この制度的な沿革の概略は、次のとおりである。

- (1) 都道府県の職員、地方警察職員、教育職員、消防職員のうち国の官吏たる身分を有する者については、地方自治法、警察法、教育公務員特例法、消防組織法が施行されるまでは、恩給制度が適用され、地方自治法等の施行後も、その施行前から引き続き官吏に相当するものとして勤務するものについては、恩給法の規定が準用されていた。

また、都道府県の職員等のうち道制、都府県制に基づく有給吏員等に対しては、官吏の制度は適用されず、明治以来これらの法律に基づき地方公共団体の退隠料条例が適用されていた。

一方、都道府県の職員等に対する医療保険制度としては、政府職員共済組合令（昭和15年勅令第827号）による短期給付制度が適用されていた。

- (2) 昭和23年7月1日に旧国家公務員共済組合法が施行され、都道府県の職員、公立学校の教職員及び警察消防の職員は、同法の短期給付に関する規定の適用を受けることとなり、更に昭和24年同法の一部改正が行われ、これらの地方公務員のうち雇用人である者に対しては同法の長期給付に関する規定も適用されることとなった。
- (3) 昭和31年地方自治法の一部が改正され、同年9月1日以降退職した者については、恩給法上の公務員としての在職期間と都道府県の職員としての在職期間との間、都道府県相互間の在職期間が恩給又は都道府県の退職年金の基礎在職年に相互に通算されることになり、昭和34年3月31日以降は市町村の教育

職員相互間並びに市町村の教育職員と恩給法上の公務員及び都道府県の職員間にも同様の通算措置がとられることとなった。

- (4) 昭和 33 年国家公務員共済組合法の全部改正が行われたが、都道府県の職員、公立学校の教職員及び警察職員は、従来と同様の取扱いにより同法の適用を受けることとなった。
- (5) 一方、市町村の職員については、市町村制に基づき、市の吏員及び一部の町村の吏員について、それぞれの地方公共団体の退隠料条例が適用されていた。
- (6) 町村の吏員については、昭和 18 年 4 月政府の指導により、各都道府県ごとに町村制に基づく一部事務組合として町村吏員恩給組合が設立され、町村吏員に対する退職年金及び退職一時金の給付事務を共同して処理することとなつたが、昭和 27 年 4 月に町村職員恩給組合法が制定され、当該町村職員恩給組合について、その内容の整備充実が図られた。
- (7) 昭和 29 年 7 月に市町村職員共済組合法が制定され、翌 30 年 1 月 1 日から市町村職員共済組合が発足し、原則として、全市町村の職員について、同法に基づく短期給付が適用され、更に雇用人については、当該短期給付のほか同法に基づく長期給付が適用された。ただし、市町村職員共済組合法の公布の際、市町村職員共済組合の組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合を組織している市町村が、健康保険組合の存続を申し出たときは、当該市町村の職員には、市町村職員共済組合法の全部又は短期給付に関する部分は適用されず、市町村職員共済組合法の全部非適用の市町村にあっては、市町村職員共済組合法の長期給付に相当する給付を行うこととされていた。
- (8) 昭和 37 年 12 月 1 日に地方公務員の新共済制度が発足し、上記の地方公務員の退職年金制度及び共済制度は、統一的な制度に統合されることとなった。この例外として、法の公布の際、現に組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合が組織されている地方公共団体にあっては、当該健康保険組合を存続しない旨のその組合会の議決があった場合を除き、健康保険組合はそのまま存続し、当該健康保険組合の被保険者である当該地方公共団体の職員については、法の短期給付に関する規定は適用しないものとされた。(なお、平成 22 年 12

月 1 日をもって、存続していた健康保険組合はすべて解散し、すべての地方公共団体職員について法の規定に基づく短期給付が適用されることとなった。)

なお、法の施行により、国家公務員共済組合法に基づく地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合は、同一性をもって法に基づく地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合として存続することとされ、旧町村職員恩給組合法に基づく旧町村職員恩給組合及び旧市町村職員共済組合法に基づく旧市町村職員共済組合は、法施行と同時に解散され、その権利義務は、法に基づく市町村職員共済組合が承継することとされた。また、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合については、業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての市町村職員共済組合をもって組織する市町村職員共済組合連合会及びすべての都市職員共済組合をもって組織する都市職員共済組合連合会が設けられた。

- (9) 地方団体関係団体の職員に対する年金制度は、昭和 39 年 7 月 6 日に公布された地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 39 年法律第 152 号）により、法に基づく年金制度として制度化され、同年 10 月 1 日から発足した。

従来、地方団体関係団体の職員に対する年金制度としては、厚生年金保険法（一部の職員にあっては、沿革的に法）が適用されていたのであるが、これらの職員の職務内容が、地方公務員に準じていること等から地方公務員の共済制度に準じた共済制度を設けることが適当であるとの国会における附帯決議があつたこと等により、法のなかに地方公務員に対する年金制度とは別個に地方団体関係団体の職員に対する年金制度が設けられた。

なお、地方団体関係団体の職員である組合員期間と地方公務員である組合員期間とは、不通算とされていた。

- (10) 昭和 59 年 4 月 1 日に地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、地方公務員共済組合連合会が設けられた。地方公務員共済組合連合会は、平成 2 年 4 月、当初加入していなかった公立学校共済組合及び警察共済組合の加入により、すべての地方公務員共済組合をもって組織されることとなった。

また、地方公務員共済組合連合会の設立にあわせて、既に設けられていた市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会を解散するとともに、すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもって組織する全国市町村職員共済組合連合会が設けられた。

- (11) 昭和 60 年 5 月 1 日に公布された国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）により、昭和 61 年 4 月 1 日から国民年金制度が国民共通の基礎年金を支給する制度に改められ、地方公務員等共済組合の組合員等についても基礎年金の制度を適用することとされた。これに伴い昭和 60 年 12 月 27 日に地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号）が公布され、地方公務員等共済組合が支給する年金は、基礎年金と併せて支給する給料比例の年金として再編成された。また、この法律により、従来、不通算とされていた地方団体関係団体の職員である組合員期間と地方公務員である組合員期間とを相互に通算することとされた。
- (12) 平成 12 年 4 月 1 日からは、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）により、地方公務員等共済組合法が適用されていた社会保険関係事務又は職業安定関係事務に従事する地方事務官については、厚生事務官及び労働事務官として国家公務員共済組合法を適用することとされた。
- (13) 平成 16 年 6 月 23 日に公布された地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 132 号）により、地方公務員共済組合と国家公務員共済組合の長期給付について、両制度の保険料率を段階的に引き上げることにより平成 21 年度に統一するとともに、平成 16 年 10 月から両制度間の財政調整の仕組みを導入することとされた。

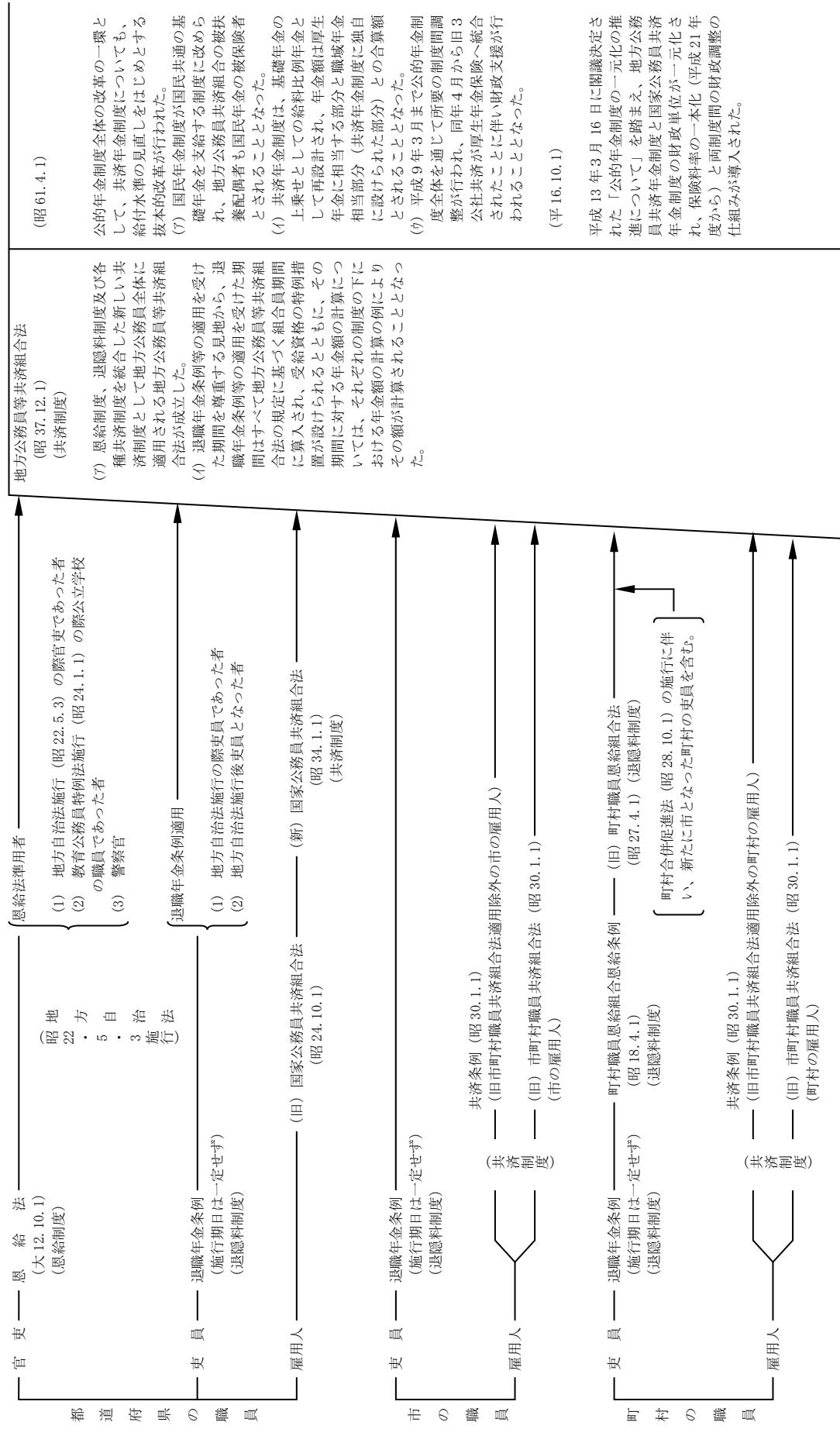
また、平成 19 年 4 月 1 日から、これまで市町村職員共済組合及び都市職員共済組合において行われていた長期給付事業を、全国市町村職員共済組合連合会に集約し、一元的に処理することとされた。

2 社会保障協定の状況

国際的な人的交流の活発化に伴い、在留邦人等が外国の滞在期間中に日本と外国の年金制度等に二重加入し、保険料を負担しなければならないなどの問題が生じていることから、これを回避するため日本と下表の協定締結相手国との間で社会保障に関する協定が締結され、この協定を実施するために必要な法の特例等を定める法律が制定されている。当初は、協定締結相手国ごとに特例法を定めていたが、社会保障協定に係る法制の簡素化及び円滑な実施を図るため関係諸法を統合し、平成 20 年 3 月に「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成 19 年法律第 104 号)」が施行された。

協定締結相手国	協定の範囲		協定の発効日
	年金	医療	
ドイツ連邦共和国	○		平成 12 年 2 月 1 日
イギリス	○		平成 13 年 2 月 1 日
アメリカ合衆国	○	○	平成 17 年 10 月 1 日
大韓民国	○		平成 17 年 4 月 1 日
フランス	○	○	平成 19 年 6 月 1 日
ベルギー	○	○	平成 19 年 1 月 1 日
カナダ	○		平成 20 年 3 月 1 日
オーストラリア	○		平成 21 年 1 月 1 日
オランダ	○	○	平成 21 年 3 月 1 日
チェコ	○	○	平成 21 年 6 月 1 日
スペイン	○		平成 22 年 12 月 1 日
アイルランド	○		平成 22 年 12 月 1 日
ブラジル	○		平成 24 年 3 月 1 日
スイス	○	○	平成 24 年 3 月 1 日

地方公務員の退職年金制度の沿革（略表）



3 地方議会議員の年金制度の沿革

地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）に対する退職年金制度は昭和 36 年 6 月に地方議会議員互助年金法が施行され、都道府県、市又は町村の地方議会議員の区分ごとにその任意加入による互助会組織を設けることができることとし、これによって年金を支給する互助年金制度として発足した。

しかし互助年金制度は、地方公務員の統一的な年金制度が設けられる際にはこれに統合することを前提として設けられたので、昭和 37 年 12 月 1 日に法が施行された際に統合され、現行の地方議会議員共済会（以下「共済会」という）による年金制度が制定され、すべての地方議会議員がその適用を受けることとなった。

なお旧地方議会議員互助年金法に基づく都道府県議会議員互助会、市議会議員互助会及び町村議会議員互助会は、同一性をもって法に基づく都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会として存続することとされた。

その後、厳しい年金財政の状況に対応するため、平成 15 年 4 月 1 日から給付水準の原則 20% 引下げが行われ、平成 19 年 4 月 1 日から給付水準の原則 12.5% 引下げが行われた。また、平成 18 年 10 月 1 日から、市議会議員共済会と町村議会議員共済会の財政単位を一元化し、保険料率を一本化するとともに、両共済会の給付と負担の水準が等しくなるような財政調整を行うこととなった。

しかしながら、その後、市町村合併に伴う議員定数の削減が予想以上に進展したことにより加え、行政改革に伴う議員定数及び議員報酬の削減が行われたため、さらに財政状況が悪化し、持続的な制度として存続させることが困難となったことから、平成 23 年 6 月 1 日をもって制度は廃止された。

第 2 制度の改正等

1 制度の改正

平成 23 年においては、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 27 号）」、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 55 号）」等により制度の改正が行われたが、主な改正内容は次のとおりである。

(1) 障害共済年金の配偶者の加算の改善

障害等級が 1 級又は 2 級に該当する障害共済年金の受給者が、その権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持している 65 歳未満の配偶者を有するに至ったときは、その翌月から障害共済年金の額の加算を行うこととされた。

(2) 高額療養費の自己負担限度額の引上げ凍結

平成 23 年 3 月までの特例措置として、70 歳から 74 歳である者が受けた療養に係る一部負担金等の割合を 1 割に据え置く措置が取られており、これを踏まえて当該特例措置の対象者に係る高額療養費の自己負担限度額についても経過措置が設けられたが、当該特例措置が平成 24 年 3 月まで 1 年間延長されたことに伴い、高額療養費の自己負担限度額に係る経過措置についても 1 年間延長され、引き続き引上げを凍結することとされた。

2 平成 23 年度における年金額の改定

平成 22 年平均の全国消費者物価指数は対前年比マイナス 0.7%、対前年度比名目手取り賃金変動率はマイナス 2.2% となった。本来水準の年金額は、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、物価変動率がプラスとならず、名目手取り賃金変動率がマイナスとなる場合には、物価変動率で改定することとなっている。一方、特例水準の年金額は、法律で、これを下回らなければ引き下げない基準としている平成 17 年の物価水準と比較して 0.4% 下回ったため、0.4% 引き下げるのこととなった。

平成 23 年度は、特例水準の年金額が、本来水準の年金額を上回っており（その差は 2.5%）、引き続き特例水準の額が支給されることとなった（平成 22 年度比マイナス 0.4%）。

第3 制度の概要

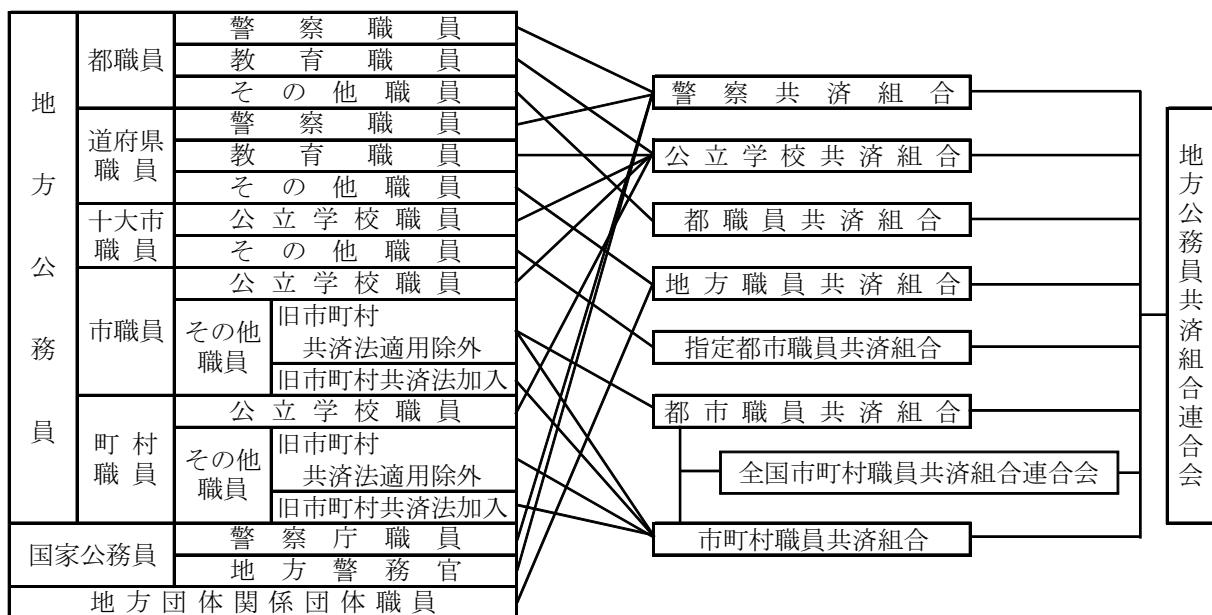
1 地方公務員の共済組合制度の概要

組合は、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して短期給付又は長期給付を行い、あわせて福祉事業を実施することにより、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の増進に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的として運営されている。

法に規定されている主な事項について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

(1) 組合

常時勤務に服することを要する地方公務員のうち、都道府県の職員については主としてその職種により、市町村の職員については主としてその所属する市町村の区分等により次表に示すようにそれぞれの職員をもって組織する組合が設けられている。



なお、国家公務員は、本来国家公務員共済組合法（以下「国共法」という。）の適用を受け国家公務員共済組合の組合員となるものであるが、都道府県警察に勤務する国家公務員及び警察庁の職員は、特例として警察共済組合の組合員とされている。

（2）地方公務員共済組合連合会

組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての地方公務員共済組合をもって組織する地方公務員共済組合連合会（以下「地共済連合会」という。）が設けられており、次に掲げる事業を行っている。

- ア 組合の長期給付に係る業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を組合に提供すること。
- イ 組合の長期給付（基礎年金拠出金に係る負担を含む。）に係る組合員の給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合を定めること。
- ウ 長期給付積立金を管理すること。
- エ 国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金を拠出し、又は国家公務員共済組合連合会からの財政調整拠出金を受け入れること。
- オ その他その目的を達成するために必要な事業。

（3）全国市町村職員共済組合連合会

市町村職員共済組合又は都市職員共済組合（以下「構成組合」という。）の業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもって組織する全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」という。）が設けられており、次に掲げる事業を行っている。

- ア 構成組合の長期給付に係る業務（基礎年金拠出金の負担に関する業務を含む。）のうち次に掲げるもの。
 - ①長期給付の決定及び支払
 - ②長期給付に充てるべき積立金の積立て
 - ③長期給付に係る業務上の余裕金の管理
 - ④その他総務省令で定める業務。
- イ 構成組合の業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を構成組合に提供すること。
- ウ 構成組合の短期給付、短期給付に要する財源の計算及び資産の管理が適切

に行われるよう、構成組合の事務の指導を行うこと。

エ 構成組合の短期給付の掛金に係る著しい不均衡を調整するため、短期給付に係る財政調整事業を行うこと。

オ 構成組合が行う育児・介護休業手当金の事業の円滑な実施を図るため、育児・介護休業手当金に係る共同事業を行うこと。

カ 災害給付積立金を管理すること。

キ 福祉事業を行うこと。

ク その他その目的を達成するために必要な事業。

なお、平成 18 年度まで、各市町村職員共済組合及び都市職員共済組合ごとに行われてきた長期給付事業は、平成 19 年 4 月から市町村連合会において一元的に処理を行っている。

(4) 組 合 員

職員となった者又は組合員とされる國の職員となった者は、その職員又は國の職員となった日から、その属する地方公共団体の区分又は職種により組織する組合の組合員の資格を取得し、また、組合又は地共済連合会及び市町村連合会（以下「連合会」という。）の役職員は、組合又は連合会の役職員となった日から、当該組合（地共済連合会の役職員については地方職員共済組合、市町村連合会の役職員については東京都市町村職員共済組合）の組合員の資格を取得する。組合員が死亡したとき又は退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

(5) 給 付

組合は、組合員又は被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業（被扶養者を除く。）又は災害に関して短期給付を行うほか、これらの法定給付に準ずる短期給付として附加給付を行い、また、組合員の退職、障害又は死亡に関して長期給付を行っている。

ア 短期給付

短期給付には、法定給付と附加給付がある。

(ア) 法定給付には、次の 15 種類がある。

保健給付………①療養の給付、入院時食事療養費及び入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費並びに移送費 ②家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費 ③高額療養費及び高額介護合算療養費
④出産費 ⑤家族出産費 ⑥埋葬料 ⑦家族埋葬料
休業給付………⑧傷病手当金 ⑨出産手当金 ⑩休業手当金 ⑪育児休業手当金 ⑫介護休業手当金
災害給付………⑬弔慰金 ⑭家族弔慰金 ⑮災害見舞金

(イ) 附加給付は、前記の法定給付に準じてそれぞれの組合の定款で定めるところにより、実施するものとされている。

イ 長期給付

長期給付には、次の4種類がある。

退職給付………①退職共済年金
障害給付………②障害共済年金 ③障害一時金
遺族給付………④遺族共済年金

なお、昭和61年3月31日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、脱退一時金、障害年金、障害一時金、遺族年金、通算遺族年金及び特例死亡一時金がある。

(6) 福祉事業

組合（市町村連合会を含む。）は、組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる福祉事業を行うことができる。

ア 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業

- イ 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の運営
ウ 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
エ 組合員の貯金の受入れ又はその運用
オ 組合員の臨時の支出に対する貸付け
カ 組合員の需要する生活必需物資の供給

キ その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの

(7) 費用の負担

組合が短期給付、長期給付及び福祉事業を行うために必要な財源は、組合員の掛金並びに地方公共団体（国家公務員である組合員については国、職員団体の専従職員である組合員については職員団体及び地方公共団体、組合又は連合会の役職員である組合員については組合又は連合会）の負担金である。ただし、育児休業をしている組合員は、当該育児休業に係る子が3歳に達する日までの期間、申出に基づき掛け金が免除されるとともに、これらの金額に相当する地方公共団体の負担金が免除される。また、子が3歳に達するまでの養育による部分休業の取得等に伴い給料が減額された場合、減額後の給料をもとに掛け金及び負担金が算定される。

ア 短期給付に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。また、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用のうち、当該事業年度において負担する育児休業手当金及び介護休業手当金の額に政令で定める割合（100分の12.5）を乗じて得た額を地方公共団体が負担することとされている。（平成23年度については、特例措置により100分の6.875。）

イ 長期給付に要する費用については、基礎年金拠出金に要する費用の額の2分の1に相当する額及び公務上による給付に要する費用を地方公共団体が負担することとし、残りの長期給付に要する費用を地方公共団体と組合員とが折半により負担することとされている。

ウ 福祉事業に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。

また、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、各年度の組合の事務に要する費用の2分の1に100分の75を乗じて得た額と組合の事務に要する費用の2分の1に100分の60を乗じて得た額の合算額を地方公共団体の負担とし、その他必要な資金を主務大臣の定める範囲内において組合が短期経理及び長期経理から繰り入れることとされてい

る。

なお、短期給付に要する費用及び長期給付に要する費用は、次に掲げる方法により算定することとされている。

(ア) 短期給付…………その事業年度における費用の予想額と、掛金及び負担金の額とが等しくなるように、いわゆる自然保険料方式により定める。

(イ) 長期給付…………その費用の予想額と掛金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合計額とが、将来にわたって財政の均衡を保つことが出来るように算定し、またその費用は少なくとも 5 年ごとに再計算を行う。なお、平成 16 年の法改正により、地方公務員共済組合と国家公務員共済組合の財政単位の一元化、厚生年金の財政計算における有限均衡方式（既に生まれている世代が概ね年金受給を終える 100 年程度の期間について、当該期間の終了時に保険給付に支障が生じない程度の水準の積立金を保有することとしつつ、給付と負担の均衡を図ることとする財政方式）の採用などを踏まえ、長期給付に要する費用は、その費用の予想額と国家公務員共済組合の長期給付に要する費用の予想額の合計額と、両共済の収入及び積立金の額の合計額とが、概ね 100 年間に相当する期間の終了時に必要な額の積立金を保有しつつ、財政の均衡を保つことができるよう算定されることとされている。

(8) 継続長期組合員

組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて、沖縄振興開発金融公庫又は政令で定める法人に使用される者（役員及び非常勤の者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合には、法の長期給付に関する適用については、その者の退職はなかったものとみなされ、その者は、当該公庫等職員として在職している間、引き続き転出の際所属してい

た組合の組合員であるものとされる。

なお、継続長期組合員に係る「業務」は「公務」とみなされ、また、地方公共団体が負担すべき長期給付に係る負担金は当該公庫等が負担するものとされている。

継続長期組合員は、転出の日から起算して 5 年を経過したとき、引き続き公庫等職員として在職しなくなったとき、死亡したときは、その翌日から継続長期組合員の資格を喪失する。

(9) 任意継続組合員

退職の日の前日まで引き続き 1 年以上組合員であった者が、その退職の日から起算して 20 日を経過する日（正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日）までに引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出たときは、任意継続組合員の資格を取得し、短期給付及び福祉事業に係る部分のうち休業手当金等の一部が適用除外されるほかは、組合員であるとみなされ、それぞれの給付等が適用される。

なお、任意継続組合員に係る任意継続掛金は、当該組合の短期給付に係る組合員の掛け金及び地方公共団体の負担金の合算額に相当するものとされている。

任意継続組合員が資格取得後 2 年を経過したとき、死亡したとき、掛け金を払い込まなかつたとき、組合員となつたとき、任意継続組合員でなくなることを希望する旨を申し出たとき、後期高齢者医療の被保険者等となつたときは、その資格を喪失する。

(10) 特例継続組合員

地方公務員法の一部を改正する法律（昭和 56 年法律第 92 号）の公布の日（昭和 56 年 11 月 20 日）において現に組合員であった者で、地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づく条例で定める日（定年退職日）まで引き続く組合員が、条例で定める日に退職した場合において、組合員期間が 10 年以上であり、かつ、退職共済年金を受ける権利を有しない者が、当該退職に係る組合に対し退職の日の翌日から起算して 6 月を経過する日（正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日）までに申し出たときは、特例継続組合員の資格

を取得し、長期給付の規定の適用については当該退職はなかったものとみなされる。

(11) 地方公務員共済組合が支給する年金の年額の改定

ア 法の適用を受けた地方公務員に係る年金

法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「施行法」という。）の規定による退職年金、退職共済年金等の年額の改定に関する法令の規定によりその年額が改定される。

イ 国共済の適用を受けた都道府県の職員に係る年金

施行法第3条の2の2の規定により、国共法の規定による退職年金等に関する法令の改正により当該退職年金等の年額が改定される場合にその改定の例により、その年額が改定される。

ウ 旧町村職員恩給組合恩給条例の適用を受けた市町村の吏員に係る年金

施行法第3条の3の規定により、恩給に関する法令の改定により恩給の年額が改定された場合にその改定の例により、その年額が改定される。

エ 旧市町村職員共済組合法の適用を受けた市町村の雇用人に係る年金

施行法第3条の4の規定により、旧国家公務員共済組合法の規定による退職年金等の年額の改定に関する法令の改正により当該退職年金等の年額が改定された場合にその改定の例により、その年額が改定される。

(12) 派遣職員に関する法の適用

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）に基づく派遣職員については、引き続き派遣された日の前日まで所属していた地方公務員共済組合の組合員として、法の規定が全面適用されることとなっている。

また、派遣法に基づく退職派遣者の法の適用にあたっては、法第140条第1項に規定する公庫等職員とみなして継続長期組合員と同様の取り扱いをすることとされている。

(13) 地方独立行政法人の職員に関する法の適用

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特

定地方独立行政法人の職員については、その設立団体の職員を組合員とする共済組合のうちいづれか一の組合の組合員となるものとされている。

また、職員引継一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 59 条第 2 項に規定する移行型一般地方独立行政法人であって同項の規定により設立団体の職員が当該移行型一般地方独立行政法人の職員となったものをいう。）の役職員については、法に規定する職員とみなして、特定地方独立行政法人の職員と同様、法の規定の適用を受けるものとされている。

一方、地方独立行政法人法第 55 条に規定する一般地方独立行政法人（職員引継一般地方独立行政法人を除く。）は、法第 144 条の 3 第 1 項に規定する団体とされ、その職員は地方職員共済組合（団体共済部）の組合員となるものとされている。

2 地方団体関係団体職員の年金制度等の概要

地方職員共済組合（団体共済部）（昭和 57 年 4 月 1 日前は、地方団体関係団体職員共済組合であった。以下「団体共済部」という。）は、法第 144 条の 3 第 1 項に規定する団体（以下「地方団体関係団体」という。）に勤務する職員に対し、地方公務員の長期給付に準ずる給付を行い、あわせて福祉事業を実施することによりこれらの職員及びその遺族の生活の安定と福祉増進に寄与するとともに、地方団体関係団体の事業の円滑な運営に資することを目的として運営されている。

法に規定されている主な事項についてその概要を掲げれば、次のとおりである。

（1） 地方団体関係団体

地方団体関係団体については、法において次の各号に掲げる団体とされている。

ア 地方自治法第 263 条の 3 第 1 項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの（知事会、市長会等の地方 6 団体がこれに該当する。）

イ 地方自治法第 263 条の 2 第 1 項に規定する公益的法人（市有物件災害共済会等がこれに該当する。）

ウ 国民健康保険団体連合会で都道府県の区域をその区域とするもの

- エ 地方公共団体の職員を被保険者とする健康保険組合
- オ 地方公務員災害補償基金
- カ 消防団員等公務災害補償等共済基金
- キ 水害予防組合
- ク 地方住宅供給公社
- ケ 地方道路公社
- コ 土地開発公社
- サ 一般地方独立行政法人（職員引継一般地方独立行政法人を除く。）

(2) 団体組合員

地方団体関係団体の職員又は団体共済部の役職員となった者は、その職員等となった日から団体組合員の資格を取得し、団体組合員が死亡したとき又は退職したときは、その翌日から団体組合員の資格を喪失する。

(3) 給付

団体共済部は、団体組合員の退職、障害又は死亡に関し、次に掲げる4種類の給付を行うが短期給付は行わないものとされている。

- ア 退職給付…………①退職共済年金
- イ 障害給付…………②障害共済年金 ③障害一時金
- ウ 遺族給付…………④遺族共済年金

なお、昭和61年3月31日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、脱退一時金、障害年金、障害一時金、遺族年金、通算遺族年金及び特例死亡一時金がある。

(4) 福祉事業

団体共済部は、団体組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる福祉事業を行うことができる。

- ア 団体組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査、その他の健康の保持増進のための必要な事業
- イ 団体組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設経営
- ウ 団体組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

- エ 団体組合員の貯金の受入れ又はその運用
- オ 団体組合員の臨時の支出に対する貸付け
- カ 団体組合員の需要する生活必需物資の供給
- キ その他団体組合員の福祉の増進に資する事業で地方職員共済組合の定款で定めるもの

(5) 費用の負担

団体共済部が給付を行うために必要な費用は、基礎年金拠出金に要する費用の額の 2 分の 1 に相当する額を公経済の主体である地方公共団体が、また業務上の給付に要する費用を地方団体関係団体が負担することとし、残りの長期給付に要する費用を地方団体関係団体と団体組合員とが折半により負担することとされた。

福祉事業に要する費用については、団体組合員と地方団体関係団体の折半負担とされ、団体共済部の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、全額を地方公共団体が負担することとされているが、平成 16 年度以降においては、事務に要する費用に 100 分の 60 を乗じて得た額を地方公共団体の負担とし、その他必要な資金を総務大臣の定める範囲内において長期経理から繰り入れることとする特例が設けられている。

3 地方議会議員の年金制度の概要

共済会は、地方議会議員及びその遺族の生活の安定に資するため、地方議会議員の退職、公務傷病及び死亡について年金及び一時金を支給することを目的として運営されている。

なお、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 56 号。以下「廃止法」という。）により、平成 23 年 6 月 1 日をもって地方議会議員年金制度が廃止され、これに伴う経過措置が設けられている。

法及び廃止法に規定されている主な事項について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

(1) 共 濟 会

ア 制度廃止前（平成 23 年 5 月 31 日まで）

次の各号に掲げる区分に従って、地方議会議員をもって組織する共済会が設けられている。

- (ア) 都道府県の議会の議員……………都道府県議会議員共済会
- (イ) 市（特別区を含む。）の議会の議員…………市議会議員共済会
- (ウ) 町村の議会の議員……………町村議会議員共済会

イ 制度廃止後（平成 23 年 6 月 1 日以後）

共済会は、制度廃止に伴う経過措置としての給付を行うため、それぞれ都道府県議会議員存続共済会、市議会議員存続共済会及び町村議会議員存続共済会（以下「存続共済会」という。）として存続するものとし、業務が全て終了したときに解散することとされている。

(2) 給 付

ア 制度廃止前（平成 23 年 5 月 31 日まで）

共済会が行う給付は、退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金の 5 種類である。

イ 制度廃止後（平成 23 年 6 月 1 日以後）

存続共済会が行う給付は、旧退職年金、旧退職一時金、代替退職一時金、旧公務傷病年金、旧遺族年金及び旧遺族一時金並びに特例退職年金、特例退職一時金、特例公務傷病年金、特例遺族年金及び特例遺族一時金である。

なお、廃止法による給付の主な経過措置について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

(ア) 制度廃止時の議員退職者に係る給付

制度廃止時に既に議員を退職して退職年金の給付事由が生じている者については、廃止前の制度による退職年金の給付を継続することとされている。

(イ) 制度廃止時の現職議員に係る給付

a 在職 12 年以上の場合

制度廃止時（平成 23 年 6 月 1 日）の現職議員のうち、その時点で退職年金の受給資格を満たす在職 12 年以上の議員については、①廃止前の制度による退職年金の支給、又は②掛金及び特別掛金の総額の 80% の退職一時金の支給、のいずれかを選択できることとされている。

b 在職 12 年未満の場合

制度廃止時の現職議員のうち、退職年金の受給資格を満たさない在職 12 年未満の議員については、掛金及び特別掛金の総額の 80% の退職一時金を給付することとされている。

※ 平成 23 年 1 月から 5 月までに退職した者

制度廃止の方針決定後の平成 23 年 1 月から 5 月までに退職した者については、退職時に退職年金の受給資格を満たす在職 12 年以上の議員については a、退職時に退職年金の受給資格を満たさない在職 12 年未満の議員については b の取扱いによることとされている。

(ウ) 退職年金に係る給付の引下げ及び支給停止措置

a 退職年金の給付の引下げ

退職年金の年額が 200 万円を超えるときには、当該超える額の 10% を引き下げるのこととされている。

b 高額所得者に対する支給停止措置

退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額（住民税の課税総所得金額ベース）との合計額が 700 万円を超えるときには、当該超える額の 2 分の 1 に相当する金額の支給を停止するとともに、最低保障額（改正前：190.4 万円）を廃止することとされている。

(エ) 公務傷病年金及び遺族年金の取扱い

公務傷病年金及び遺族年金は、廃止前の制度を基本として、給付を行うこととされている。

(3) 費用の負担

ア 制度廃止前（平成 23 年 5 月 31 日まで）

共済会が給付を行うために必要な費用は、地方議会議員の掛金（都道府県議

会議員共済会が標準報酬月額の 100 分の 13.0、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が 100 分の 16.0) 及び特別掛金 (都道府県議会議員共済会が期末手当の 100 分の 2.0、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が 100 分の 7.5) をもって充てられるほか、共済会の収支の状況を勘案して地方公共団体が負担することとされているが、その負担は、都道府県議会議員共済会が標準報酬月額の 100 分の 10.0、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が 100 分の 16.5 とされている。

また、共済会の事務に要する費用は、地方公共団体がその全額を負担することとされている。

イ 制度廃止後（平成 23 年 6 月 1 日以後）

給付に要する費用については、存続共済会が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担することとされており、その負担率は、都道府県議会議員存続共済会が標準報酬月額の 100 分の 56.1、市議会議員存続共済会及び町村議会議員存続共済会が標準報酬月額の 100 分の 102.9 とされている。

また、存続共済会の事務に要する費用は、引き続き、地方公共団体がその全額を負担することとされている。

(4) 年金額の改定

昭和 48 年度までは実施されていなかったが、昭和 49 年度からは、全国消費者物価指数等の変動に応じて政令で定めるところにより増額又は減額改定が行われている（制度廃止後も同様）。

第4 事業の概要

I 地方公務員共済組合の事業の概要

[I] 組合及び組合員の概況

1 組合等の数

平成23年度末の組合数は、地方職員共済組合1、公立学校共済組合1、警察共済組合1、東京都職員共済組合1、指定都市職員共済組合10、市町村職員共済組合47及び都市職員共済組合3の合計64組合であり、その支部の数は、地方職員共済組合47、公立学校共済組合47及び警察共済組合49の合計143支部である（第1表参照）。

また、連合会の数は、地方公務員共済組合連合会1及び全国市町村職員共済組合連合会1である。

第1表 組合数と支部数の状況

組合名	年 度	平成23年度末	平成22年度末	前年度との 比 較 増 減
地方職員共済組合		1(47)	1(47)	0(0)
公立学校共済組合		1(47)	1(47)	0(0)
警察共済組合		1(49)	1(49)	0(0)
東京都職員共済組合		1	1	0
指定都市職員共済組合		10	10	0
市町村職員共済組合		47	47	0
都市職員共済組合		3	3	0
計		64(143)	64(143)	0(0)

(注) ()内の数は、支部数である。

2 組合員数

平成23年度末現在の組合員数は、短期給付適用は2,919,148人、長期給付適用は2,858,099人であり、それぞれの内訳は、短期給付適用が、一般組合員2,442,966人（短期給付適用者全体の83.7%）、地方公共団体の長である組合員1,784人（同0.1%）、特定消防組合員149,939人（同5.1%）、船員一般組合員1,965人（同0.1%）、特定警察組合員249,212人（同8.5%）及び任意継続組合員73,282人（同2.5%）である。長期給付適用は、一般組合員2,442,965人（長期給付適用者全体の85.5%）、地方公共団体の長である組合員1,789人（同0.1%）、特定消防組合員149,939人（同5.2%）、長期組合員11,133人（同0.4%）、船員一般組合員1,965人（同0.1%）、継続長期組合員1,096人（同0.0%）及び特定警察組合員249,212人（同8.7%）である。

これをそれぞれ前年度と比較すると、短期給付適用は総数で23,238人減少（0.8%減）しており、その内訳は、一般組合員20,482人減、地方公共団体の長である組合員2人減、特定消防組合員276人増、船員一般組合員48人減、特定警察組合員145人増及び任意継続組合員3,127人減となっている。長期給付適用は総数で20,319人減少（0.7%減）しており、その内訳は、一般組合員20,483人減、地方公共団体の長である組合員3人減、特定消防組合員276人増、長期組合員148人減、船員一般組合員48人減、継続長期組合員58人減、特定警察組合員145人増となっている。

また、男女別の数は、短期給付適用は男子組合員1,809,427人（短期給付適用者全体の62.0%）、女子組合員1,109,721人（同38.0%）であり、前年度と比較すると、男子組合員が23,235人減少、女子組合員も3人減少している。長期給付適用は男子組合員1,769,168人（長期給付適用者全体の61.9%）、女子組合員1,088,931人（同38.1%）であり、前年度と比較すると男子組合員が21,168人減少、女子組合員は849人増加している（第2表その（一）参照）。

なお、組合別に男子組合員の割合をみると、短期給付適用は、地方職員共済組合が67.2%、警察共済組合が89.6%、指定都市職員共済組合が70.0%及び市町村職員共済組合が63.2%で、これらの組合は短期給付適用全体の平均

62.0%より高くなっているが、公立学校共済組合の49.8%、東京都職員共済組合の59.8%及び都市職員共済組合の60.0%はこの平均より低くなっている。長期給付適用は、地方職員共済組合が66.8%、警察共済組合が89.5%、指定都市職員共済組合が70.0%、全国市町村職員共済組合連合会が62.9%で、これらの組合は長期給付適用全体の平均61.9%より高くなっているが、公立学校共済組合の49.6%及び東京都職員共済組合の59.9%はこの平均より低くなっている（第2表その（二）参照）。

第2表 組合員数の状況

その（一）組合員種別

（短期給付適用）

組合員の種類	区分	平成23年度末		平成22年度末		増減	
		組合員数	割合	組合員数	割合	組合員数	伸び率
一般組合員	男女	人 1,378,797	% 47.2	人 1,399,300	% 47.6	△ 20,503	△ 1.5
	男女	1,064,169	36.5	1,064,148	36.2	21	0.0
	計	2,442,966	83.7	2,463,448	83.7	△ 20,482	△ 0.8
地方公共団体の長である組合員	男女	1,757 27	0.1 0.0	1,759 27	0.1 0.0	△ 2 0	△ 0.1 0.0
	計	1,784	0.1	1,786	0.1	△ 2	△ 0.1
	男女	146,768 3,171	5.0 0.1	146,651 3,012	5.0 0.1	117 159	0.1 5.3
特定消防組合員	計	149,939	5.1	149,663	5.1	276	0.2
船員一般組合員	男女	1,954 11	0.1 0.0	2,004 9	0.1 0.0	△ 50 2	△ 2.5 22.2
	計	1,965	0.1	2,013	0.1	△ 48	△ 2.4
特定警察組合員	男女	232,251 16,961	8.0 0.6	232,722 16,345	8.0 0.6	△ 471 616	△ 0.2 3.8
	計	249,212	8.5	249,067	8.5	145	0.1
	男女	-	-	-	-	-	-
短期組合員	計	-	-	-	-	-	-
任意継続組合員	男女	47,900 25,382	1.6 0.9	50,226 26,183	1.7 0.9	△ 2,326 △ 801	△ 4.6 △ 3.1
	計	73,282	2.5	76,409	2.6	△ 3,127	△ 4.1
	男女	-	-	-	-	-	-
合計	男女	1,809,427 1,109,721	62.0 38.0	1,832,662 1,109,724	62.3 37.7	△ 23,235 △ 3	△ 1.3 △ 0.0
	計	2,919,148	100.0	2,942,386	100.0	△ 23,238	△ 0.8

(長期給付適用)

組合員の種類	区分	平成23年度末		平成22年度末		増減	
		組合員数	割合	組合員数	割合	組合員数	伸び率
一般組合員	男女	人 1,378,797	% 48.2	人 1,399,300	% 48.6	△ 20,503	△ 1.5
	計	2,442,965	85.5	1,064,148	37.0	20	0.0
	計	2,463,448	85.6	△ 20,483	△ 0.8		
地方公共団体の長である組合員	男女	1,762 27	0.1 0.0	1,765 27	0.1 0.0	△ 3 0	△ 0.2 0.0
	計	1,789	0.1	1,792	0.1	△ 3	△ 0.2
	計						
特定消防組合員	男女	146,768 3,171	5.1 0.1	146,651 3,012	5.1 0.1	117 159	0.1 5.3
	計	149,939	5.2	149,663	5.2	276	0.2
	計						
長期組合員	男女	6,580 4,553	0.2 0.2	6,778 4,503	0.2 0.2	△ 198 50	△ 2.9 1.1
	計	11,133	0.4	11,281	0.4	△ 148	△ 1.3
	計						
特定消防長期組合員	男女	— —	— —	— —	— —	— —	— —
	計	—	—	—	—	—	—
	計						
船員一般組合員	男女	1,954 11	0.1 0.0	2,004 9	0.1 0.0	△ 50 2	△ 2.5 22.2
	計	1,965	0.1	2,013	0.1	△ 48	△ 2.4
	計						
継続長期組合員	男女	1,056 40	0.0 0.0	1,116 38	0.0 0.0	△ 60 2	△ 5.4 5.3
	計	1,096	0.0	1,154	0.0	△ 58	△ 5.0
	計						
特定警察組合員	男女	232,251 16,961	8.1 0.6	232,722 16,345	8.1 0.6	△ 471 616	△ 0.2 3.8
	計	249,212	8.7	249,067	8.7	145	0.1
	計						
特例継続組合員	男女	— —	— —	— —	— —	— —	— —
	計	—	—	—	—	—	—
	計						
合計	男女	1,769,168 1,088,931	61.9 38.1	1,790,336 1,088,082	62.2 37.8	△ 21,168 849	△ 1.2 0.1
	計	2,858,099	100.0	2,878,418	100.0	△ 20,319	△ 0.7
	計						

(注) 組合員の種別は次のとおりである。

- (1) 「一般組合員」とは、以下に掲げる組合員以外の組合員である。
- (2) 「地方公共団体の長である組合員」とは、都道府県知事又は市町村長である組合員である。
- (3) 「特定消防組合員」とは、地方公務員等共済組合法施行令（以下「令」という。）附則第30条の4に規定する特定消防職員である組合員である。
- (4) 「長期組合員」とは、法附則第29条第1項、令附則第43条第1項若しくは第45条第3項の規定により、又は令附則第44条第1項に規定する総務大臣の承認を得たことにより法の短期給付に関する規定（育児休業手当金・介護休業手当金に係る部分を除く。）の適用を受けない組合員である。
- (5) 「特定消防長期組合員」とは、長期組合員のうち令附則第30条の4に規定する特定消防職員である組合員である。
- (6) 「船員一般組合員」とは、船員保険法第17条の規定による船員保険の被保険者である組合員である。
- (7) 「継続長期組合員」とは、法第140条第1項の規定により公庫等に転出した後も引き続き長期給付の規定の適用を受ける組合員である。
- (8) 「特定警察組合員」とは、令附則第30条の4に規定する特定警察職員である組合員である。
- (9) 「特例継続組合員」とは、法附則第28条の7第1項の規定による申し出をした者である。
- (10) 「短期組合員」とは、次に掲げる組合員である。
 - ① 組合又は市町村連合会の役員である組合員である者のうち昭和58年法律第59号附則第8条第2項の規定により引き続き組合員である者
 - ② 旧市町村職員共済組合の組合員であった者で昭和39年法律第152号による改正前の法附則第31条の規定により組合員となり、引き続き昭和39年法律第152号附則第3条の規定による申し出をしたもの。
- (11) 「任意継続組合員」とは、法第144条の2第1項の規定による申し出をした者である。

その(二) 組合別
(短期給付適用)

組合名	区分	平成23年度末		平成22年度末		増減	
		組合員数	割合	組合員数	割合	組合員数	伸び率
地方共済組合	職員合	男女計	人 %	人 %	人 %	人 %	△ 2.7
		203,592	67.2	209,199	68.0	△ 5,607	
		99,406	32.8	98,588	32.0	818	0.8
		302,998	100.0	307,787	100.0	△ 4,789	△ 1.6
公共共済組合	学校合	男女計	人 %	人 %	人 %	人 %	△ 0.7
		490,563	49.8	493,990	50.0	△ 3,427	
		494,069	50.2	494,997	50.0	△ 928	△ 0.2
		984,632	100.0	988,987	100.0	△ 4,355	△ 0.4
警察共済組合		男女計	人 %	人 %	人 %	人 %	△ 0.4
		264,531	89.6	265,489	89.9	△ 958	
		30,812	10.4	29,987	10.1	825	2.8
		295,343	100.0	295,476	100.0	△ 133	△ 0.0
東京都共済組合	職員合	男女計	人 %	人 %	人 %	人 %	△ 1.4
		74,398	59.8	75,423	60.0	△ 1,025	
		50,114	40.2	50,343	40.0	△ 229	△ 0.5
		124,512	100.0	125,766	100.0	△ 1,254	△ 1.0
指定都市共済組合	職員合	男女計	人 %	人 %	人 %	人 %	△ 1.7
		122,072	70.0	124,175	70.4	△ 2,103	
		52,388	30.0	52,129	29.6	259	0.5
		174,460	100.0	176,304	100.0	△ 1,844	△ 1.0
市町村共済組合	職員合	男女計	人 %	人 %	人 %	人 %	△ 1.5
		623,419	63.2	633,225	63.5	△ 9,806	
		362,399	36.8	363,539	36.5	△ 1,140	△ 0.3
		985,818	100.0	996,764	100.0	△ 10,946	△ 1.1
都市共済組合	職員合	男女計	人 %	人 %	人 %	人 %	△ 1.0
		30,852	60.0	31,161	60.7	△ 309	
		20,533	40.0	20,141	39.3	392	1.9
		51,385	100.0	51,302	100.0	83	0.2
合	計	男女計	人 %	人 %	人 %	人 %	△ 1.3
		1,809,427	62.0	1,832,662	62.3	△ 23,235	
		1,109,721	38.0	1,109,724	37.7	△ 3	△ 0.0
		2,919,148	100.0	2,942,386	100.0	△ 23,238	△ 0.8

(長期給付適用)

組合名	区分	平成23年度末		平成22年度末		増減	
		組合員数	割合	組合員数	割合	組合員数	伸び率
地方共済組合	職員合	男女計	人 %	人 %	人 %	人 %	△ 2.5
		205,729	66.8	211,014	67.6	△ 5,285	
		102,308	33.2	101,360	32.4	948	0.9
		308,037	100.0	312,374	100.0	△ 4,337	△ 1.4
公共共済組合	学校合	男女計	人 %	人 %	人 %	人 %	△ 0.6
		473,757	49.6	476,602	49.8	△ 2,845	
		480,750	50.4	481,236	50.2	△ 486	△ 0.1
		954,507	100.0	957,838	100.0	△ 3,331	△ 0.3
警察共済組合		男女計	人 %	人 %	人 %	人 %	△ 0.2
		261,247	89.5	261,866	89.8	△ 619	
		30,566	10.5	29,753	10.2	813	2.7
		291,813	100.0	291,619	100.0	194	0.1
東京都共済組合	職員合	男女計	人 %	人 %	人 %	人 %	△ 1.3
		73,557	59.9	74,508	60.1	△ 951	
		49,334	40.1	49,547	39.9	△ 213	△ 0.4
		122,891	100.0	124,055	100.0	△ 1,164	△ 0.9
指定都市共済組合	職員合	男女計	人 %	人 %	人 %	人 %	△ 1.8
		120,341	70.0	122,608	70.4	△ 2,267	
		51,666	30.0	51,459	29.6	207	0.4
		172,007	100.0	174,067	100.0	△ 2,060	△ 1.2
全国市町村職員共済組合連合会		男女計	人 %	人 %	人 %	人 %	△ 1.4
		634,537	62.9	643,738	63.2	△ 9,201	
		374,307	37.1	374,727	36.8	△ 420	△ 0.1
		1,008,844	100.0	1,018,465	100.0	△ 9,621	△ 0.9
合	計	男女計	人 %	人 %	人 %	人 %	△ 1.2
		1,769,168	61.9	1,790,336	62.2	△ 21,168	
		1,088,931	38.1	1,088,082	37.8	849	0.1
		2,858,099	100.0	2,878,418	100.0	△ 20,319	△ 0.7

(注)地方職員共済組合には、団体共済部に係るものを含む。

3 被扶養者数

平成 23 年度末現在の被扶養者数は 3,015,287 人（短期非適用の組合員の被扶養者は含まない。）であり、前年度と比較すると 68,143 人減少している。

また、組合員（短期適用組合員 2,919,148 人）1 人当たりの被扶養者数は 1.03 人で、前年と比較すると 0.02 人減少している。

組合員 1 人当たりの被扶養者数が最も多いのは、警察共済組合の 1.31 人であり、反対に最も少ないのは、東京都職員共済組合の 0.84 人である（第 3 表参照）。

第 3 表 被扶養者数の状況

（短期給付適用）

組合名	区分		平成23年度末		平成22年度末		増 減	
	組合員 被扶養者数	1 人 当たり	組合員 被扶養者数	1 人 当たり	組合員 被扶養者数	伸び率	組合員 1 人 当たり	
地方職員共済組合	人	人	人	人	人	%	人	
352,968	1.16	363,761	1.18	△ 10,793	△ 3.0	△ 0.02		
公立学校共済組合	880,087	0.89	903,396	0.91	△ 23,309	△ 2.6	△ 0.02	
警察共済組合	386,785	1.31	388,246	1.31	△ 1,461	△ 0.4	0.00	
東京都職員共済組合	104,739	0.84	107,965	0.86	△ 3,226	△ 3.0	△ 0.02	
指定都市職員共済組合	197,582	1.13	202,717	1.15	△ 5,135	△ 2.5	△ 0.02	
市町村職員共済組合	1,042,028	1.06	1,065,316	1.07	△ 23,288	△ 2.2	△ 0.01	
都市職員共済組合	51,098	0.99	52,029	1.01	△ 931	△ 1.8	△ 0.02	
合 計	3,015,287	1.03	3,083,430	1.05	△ 68,143	△ 2.2	△ 0.02	

4 給料月額及び期末手当等の額

平成 23 年度末現在の組合員の給料月額の総額は、短期給付適用が 1 兆 2 億円、長期給付適用が 9,801 億円であり、それぞれ前年度と比較して、短期給付適用が 155 億円（1.5%）減、長期給付適用が 142 億円（1.4%）減となっている。これを組合員 1 人当たりの給料月額でみると、短期給付適用 342,646 円、長期給付適用が 342,936 円となり、前年度と比較して、短期給付適用が 2,574 円（0.7%）減、長期給付適用が 2,510 円（0.7%）減となっている。

また、期末手当等の総額は、短期給付適用が 4 兆 2,879 億円、長期給付適用が 4 兆 3,015 億円であり、長期給付適用について前年度と比較すると 558 億円（1.3%）減となっている。これを組合員 1 人当たりの期末手当等の額でみると、短期給付適用が 1,468,885 円、長期給付適用が 1,505,031 円となり、長期給付適用について前年度と比較すると 8,750 円（0.6%）減となっている（第 4 表参照）。

第 4 表 給料月額及び期末手当等の額の状況

その（一） 給料月額及び期末手当等の額

（短期給付適用）

区分 組合名	平成23年度末		平成22年度末		増 減			
	給料月額 千円	期末手当等の額 千円	給料月額 千円	期末手当等の額 千円	給料月額 千円	伸び率 %	期末手当等の額 千円	伸び率 %
地方職員共済組合	103,629,614	435,822,024	105,662,711	454,107,719	△ 2,033,097	△ 1.9	△ 18,285,695	△ 4.0
公立学校共済組合	366,559,597	1,552,638,123	369,723,175	1,558,739,038	△ 3,163,578	△ 0.9	△ 6,100,915	△ 0.4
警察共済組合	95,812,791	428,214,743	96,095,481	428,897,963	△ 282,690	△ 0.3	△ 683,220	△ 0.2
東京都職員共済組合	38,577,579	192,849,674	41,214,955	191,810,769	△ 2,637,376	△ 6.4	1,038,905	0.5
指定都市職員共済組合	57,715,149	268,986,738	58,745,009	274,531,857	△ 1,029,860	△ 1.8	△ 5,545,119	△ 2.0
市町村職員共済組合	321,303,598	1,339,666,767	327,508,930	1,367,195,930	△ 6,205,332	△ 1.9	△ 27,529,163	△ 2.0
都市職員共済組合	16,635,826	69,714,862	16,818,803	70,272,682	△ 182,976	△ 1.1	△ 557,820	△ 0.8
合 計	1,000,234,154	4,287,892,931	1,015,769,063	4,345,555,958	△ 15,534,909	△ 1.5	△ 57,663,027	△ 1.3

(注) 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある（以下、概要部分の表について同じ。）。

(長期給付適用)

区分 組合名	平成23年度末		平成22年度末		増減			
	給料月額	期末手当等の額	給料月額	期末手当等の額	給料月額	伸び率	期末手当等の額	伸び率
地方職員共済組合	千円 105,116,890	千円 450,361,535	千円 107,039,312	千円 468,058,674	千円 △ 1,922,423	% △ 1.8	千円 △ 17,697,139	% △ 3.8
公立学校共済組合	356,877,401	1,552,376,164	359,575,940	1,558,490,878	△ 2,698,539	△ 0.8	△ 6,114,714	△ 0.4
警察共済組合	94,750,069	428,160,872	94,927,164	428,953,515	△ 177,095	△ 0.2	△ 792,643	△ 0.2
東京都職員共済組合	38,339,665	194,765,280	40,676,919	192,228,371	△ 2,337,254	△ 5.7	2,536,909	1.3
指定都市職員共済組合	56,863,420	268,681,448	57,953,959	274,216,129	△ 1,090,540	△ 1.9	△ 5,534,681	△ 2.0
全国市町村職員共済組合連合会	328,196,341	1,407,182,766	334,165,486	1,435,346,039	△ 5,969,145	△ 1.8	△ 28,163,273	△ 2.0
合計	980,143,785	4,301,528,065	994,338,780	4,357,293,606	△ 14,194,995	△ 1.4	△ 55,765,541	△ 1.3

その(二) 組合員1人当たりの給料月額及び期末手当等の額

(短期給付適用)

区分 組合名	平成23年度末		平成22年度末		増減			
	給料月額	期末手当等の額	給料月額	期末手当等の額	給料月額	伸び率	期末手当等の額	伸び率
地方職員共済組合	円 342,014	円 1,438,366	円 343,298	円 1,475,396	円 △ 1,284	% △ 0.4	円 △ 37,030	% △ 2.5
公立学校共済組合	372,281	1,576,871	373,840	1,576,097	△ 1,559	△ 0.4	774	0.0
警察共済組合	324,412	1,449,890	325,223	1,451,549	△ 811	△ 0.2	△ 1,659	△ 0.1
東京都職員共済組合	309,830	1,548,844	327,711	1,525,140	△ 17,881	△ 5.5	23,704	1.6
指定都市職員共済組合	330,822	1,541,825	333,203	1,557,150	△ 2,381	△ 0.7	△ 15,325	△ 1.0
市町村職員共済組合	325,926	1,358,939	328,572	1,371,635	△ 2,646	△ 0.8	△ 12,696	△ 0.9
都市職員共済組合	323,749	1,356,716	327,839	1,369,784	△ 4,090	△ 1.2	△ 13,068	△ 1.0
合計	342,646	1,468,885	345,220	1,476,882	△ 2,574	△ 0.7	△ 7,997	△ 0.5

(長期給付適用)

組合名	平成23年度末		平成22年度末		増 減			
	給料月額	期末手当等の額	給料月額	期末手当等の額	給料月額	伸び率	期末手当等の額	伸び率
地方職員共済組合	円 341,248	円 1,462,037	円 342,664	円 1,498,392	円 △ 1,416	% △ 0.4	円 △ 36,355	% △ 2.4
公立学校共済組合	373,887	1,626,364	375,404	1,627,092	△ 1,517	△ 0.4	△ 728	0.0
警察共済組合	324,694	1,467,244	325,518	1,470,938	△ 824	△ 0.3	△ 3,694	△ 0.3
東京都職員共済組合	311,981	1,584,862	327,894	1,549,542	△ 15,913	△ 4.9	35,320	2.3
指定都市職員共済組合	330,588	1,562,038	332,941	1,575,348	△ 2,353	△ 0.7	△ 13,310	△ 0.8
全国市町村職員共済組合連合会	325,319	1,394,847	328,107	1,409,323	△ 2,788	△ 0.8	△ 14,476	△ 1.0
合 計	342,936	1,505,031	345,446	1,513,781	△ 2,510	△ 0.7	△ 8,750	△ 0.6

[II] 短期給付の概況

1 収支の状況

平成23年度の短期経理の収支は組合全体で、収入1兆8,484億円（前年度繰越支払準備金を含む。）に対し、支出1兆9,139億円（次年度繰越支払準備金を含む。）で、差引655億円の赤字決算となっている。なお、平成22年度は202億円の赤字決算であった（第5表その（一）参照）。

収入額について構成割合をみると、掛金（任意継続掛金を含む。）と負担金の合計額が87.1%（前年度87.0%）、利息及び配当金が0.2%（同0.1%）、その他の収入が5.4%（同5.6%）、前年度繰越支払準備金が7.3%（同7.4%）となっている。収入額について前年度と比較すると、全体では1,079億円（6.2%）増加しており、その内訳は、掛金・負担金967億円（6.4%）増、利息及び配当金19億円（111.1%）増、その他の収入33億円（3.4%）増、前年度繰越支払準備金61億円（4.7%）増である。

次に、支出額の構成割合についても同様にみると、保健給付が37.7%（前年度39.9%）、休業給付が4.9%（同5.2%）、災害給付が0.7%（同0.0%）、附加給付が1.2%（同0.9%）、老人保健拠出金が0.0%（同0.1%）、退職者給付

拠出金が 3.9% (同 2.9%)、前期高齢者納付金が 17.2% (同 16.1%)、後期高齢者支援金が 15.1% (同 14.8%)、その他の支出が 12.2% (同 12.7%)、次年度繰越支払準備金が 7.2% (同 7.6%) となっている。支出額について前年度と比較すると、全体では 1,532 億円 (8.7%) 増加しており、その内訳は、保健給付が 194 億円 (2.8%) 増、休業給付が 24 億円 (2.6%) 増、災害給付が 127 億円 (4,576.3%) 増、附加給付が 82 億円 (54.5%) 増、老人保健拠出金が 18 億円 (97.7%) 減、退職者給付拠出金が 238 億円 (46.9%) 増、前期高齢者納付金が 466 億円 (16.5%) 増、後期高齢者支援金が 286 億円 (11.0%) 増、その他の支出が 108 億円 (4.8%) 増、次年度繰越支払準備金が 26 億円 (2.0%) 増である (第 5 表その (二) 参照)。

また、組合員 1 人当たりの掛金及び負担金の年間収入額 (年度末組合員で年間収入額を除して得た額) は、前年度 514,344 円に対し、本年度は 551,559 円 (7.2%増) である。

第5表 短期経理の収支状況

その(一) 組合別収支状況

組合名	区分				取入(A)	
	平成23年度		平成22年度		増減	増減率
	千円	千円	千円	千円	千円	%
地方職員共済組合	193,270,747	195,682,088	△ 2,411,341	△ 2,411,341	△ 1.2	△ 1.2
公立学校共済組合	559,793,631	502,312,336	57,481,295	57,481,295	11.4	11.4
警察共済組合	169,656,609	168,751,616	904,993	904,993	0.5	0.5
東京都職員共済組合	70,328,709	71,286,101	△ 957,393	△ 957,393	△ 1.3	△ 1.3
指定都市職員共済組合	124,566,452	107,545,282	17,021,170	17,021,170	15.8	15.8
全国市町村職員共済組合連合会	39,779,389	46,658,465	△ 6,879,076	△ 6,879,076	△ 14.7	△ 14.7
市町村職員共済組合	658,436,486	616,439,819	41,996,667	41,996,667	6.8	6.8
都市職員共済組合	32,527,203	31,763,796	763,407	763,407	2.4	2.4
合計	1,848,359,226	1,740,439,503	107,919,723	107,919,723	6.2	6.2

(注) 全国市町村職員共済組合連合会の収入額及び支出額は、災害給付経理、短期給付財政調整経理、短期

その(二) 費用別収支状況

費目	区分						取入(A)		
	平成23年度		平成22年度		増減				
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率	千円	%	千円
負担金	793,959,350	43.0	746,249,695	42.9	47,709,655	6.4	千円	%	千円
掛金	786,340,201	42.5	737,893,408	42.4	48,446,792	6.6			
任意継続掛金	29,782,712	1.6	29,256,318	1.7	526,395	1.8			
利息及び配当金	3,521,641	0.2	1,667,971	0.1	1,853,670	111.1			
その他の	100,432,967	5.4	97,139,351	5.6	3,293,616	3.4			
小計	1,714,036,870	92.7	1,612,206,742	92.6	101,830,128	6.3			
前年度繰越支払準備金	134,322,356	7.3	128,232,761	7.4	6,089,595	4.7			
合計	1,848,359,226	100.0	1,740,439,503	100.0	107,919,723	6.2			

(注) 収入額及び支出額には、全国市町村職員共済組合連合会の災害給付経理、短期給付財政調整経理、短

支 出 (B)				過不足額 (A) - (B)	
平成23年度	平成22年度	増 減	増減率	平成23年度	平成22年度
千円	千円	千円	%	千円	千円
201,602,512	185,039,034	16,563,478	9.0	△ 8,331,765	10,643,055
614,559,200	556,758,812	57,800,388	10.4	△ 54,765,569	△ 54,446,476
168,703,060	160,771,417	7,931,642	4.9	953,550	7,980,199
70,325,011	66,846,842	3,478,169	5.2	3,698	4,439,260
118,011,529	106,469,586	11,541,943	10.8	6,554,924	1,075,696
48,538,016	38,068,588	10,469,428	27.5	△ 8,758,627	8,589,877
659,927,278	615,745,390	44,181,888	7.2	△ 1,490,792	694,429
32,190,689	30,934,961	1,255,728	4.1	336,514	828,835
1,913,857,294	1,760,634,629	153,222,665	8.7	△ 65,498,068	△ 20,195,126

給付特別財政調整経理及び育児・介護休業給付経理である。

費 用	支 出 (B)					差引額 (A)-(B)	
	平 成 23 年 度		平 成 22 年 度		増 減		
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率	
保 健 給 付	千円	%	千円	%	千円	%	千円
休 業 給 付	721,097,470	37.7	701,680,452	39.9	19,417,018	2.8	
災 害 給 付	93,235,499	4.9	90,870,649	5.2	2,364,850	2.6	平成23年度
附 加 給 付	12,959,633	0.7	277,131	0.0	12,682,502	4,576.3	△ 65,498,068
老人保健拠出金	23,159,038	1.2	14,991,445	0.9	8,167,593	54.5	
退職者給付拠出金	43,077	0.0	1,871,475	0.1	△ 1,828,397	△ 97.7	平成22年度
前期高齢者納付金	74,476,991	3.9	50,695,994	2.9	23,780,998	46.9	△ 20,195,126
後期高齢者支援金	329,697,225	17.2	283,075,767	16.1	46,621,457	16.5	
病床転換支援金	288,485,780	15.1	259,907,371	14.8	28,578,409	11.0	
そ の 他	-	-	-	-	-	-	
小 計	233,732,883	12.2	222,941,990	12.7	10,790,893	4.8	
次年度繰越支払準備金	1,776,887,596	92.8	1,626,312,273	92.4	150,575,323	9.3	
合 計	136,969,698	7.2	134,322,356	7.6	2,647,342	2.0	

期給付特別財政調整経理及び育児・介護休業給付経理を含む。

その(三) 組合員1人当たりの掛金及び負担金収入額

区分 組合名	平成23年度		平成22年度		増減			
	掛金+負担金	1人当たりの額	掛金+負担金	1人当たりの額	掛金+負担金	増減率	1人当たりの額	増減率
地方職員共済組合	千円 178,373,989	円 588,697	千円 181,002,815	円 588,078	千円 △ 2,628,826	% △ 1.5	円 619	% 0.1
公立学校共済組合	511,867,862	519,857	457,675,550	462,772	54,192,313	11.8	57,085	12.3
警察共済組合	155,113,365	525,197	155,018,973	524,642	94,392	0.1	555	0.1
東京都職員共済組合	64,530,979	518,271	65,700,522	522,403	△ 1,169,543	△ 1.8	△ 4,132	△ 0.8
指定都市職員共済組合	102,133,969	585,429	93,913,740	532,681	8,220,229	8.8	52,748	9.9
市町村職員共済組合	571,297,089	579,516	533,515,505	535,248	37,781,584	7.1	44,268	8.3
都市職員共済組合	26,765,009	520,872	26,572,316	517,959	192,693	0.7	2,913	0.6
合計	1,610,082,263	551,559	1,513,399,421	514,344	96,682,842	6.4	37,215	7.2

(注) 1 掛金+負担金には、介護掛金、介護負担金、短期任意継続掛金、介護任意継続掛金及び育児・介護休業手当金のみ適用の組合員についての掛金、負担金を含む。

2 1人当たりの額は任意継続組合員を含み、育児・介護休業手当金のみ適用の組合員は含まない。

2 短期財源率の状況

平成23年度末現在の短期財源率の状況は、第6表のとおりである。

平成15年度から総報酬制が導入され、各共済組合において、毎月の給料と期末手当等に対して同一水準の掛金率及び負担金率を適用するよう短期財源率の算定が行われている。

第6表 短期財源率の状況

その(一) 市町村職員共済組合以外の組合

区分 組合名	短期財源率			介護財源率	福祉財源率	区分 組合名	短期財源率			介護財源率	福祉財源率
	掛金率	負担金率	計				掛金率	負担金率	計		
地方職員共済組合	51.48	51.48	102.96	12.54	2.96	大阪市職員共済組合	61.25	61.25	122.50	13.75	2.50
公立学校共済組合	42.00	42.00	84.00	10.48	3.30	神戸市職員共済組合	51.25	51.25	102.50	11.75	3.75
警察共済組合	48.10	48.10	96.20	13.00	3.30	広島市職員共済組合	45.825	45.825	91.65	12.25	5.00
東京都職員共済組合	46.3125	46.3125	92.625	10.875	4.40	北九州市職員共済組合	57.86	57.86	115.72	12.30	4.05
札幌市職員共済組合	61.50	61.50	123.00	14.50	4.30	福岡市職員共済組合	56.15	56.15	112.30	13.00	4.10
川崎市職員共済組合	48.75	48.75	97.50	11.25	5.00	北海道都市職員共済組合	54.50	54.50	109.00	13.40	7.325
横浜市職員共済組合	43.45	43.45	86.90	10.50	1.875	仙台市職員共済組合	52.50	52.50	105.00	12.10	3.75
名古屋市職員共済組合	48.00	48.00	96.00	12.10	5.25	愛知県都市職員共済組合	44.375	44.375	88.75	11.25	7.48
京都市職員共済組合	49.29375	49.29375	98.5875	11.25	6.35						

区分 組合名	短期財源率			介護財源率	福祉財源率	区分 組合名	短期財源率			介護財源率	福祉財源率
	掛金率	負担金率	計				掛金率	負担金率	計		
地方職員共済組合	41.18	41.18	82.36	10.04	2.36	大阪市職員共済組合	49.00	49.00	98.00	11.00	2.00
公立学校共済組合	33.60	33.60	67.20	8.38	2.64	神戸市職員共済組合	41.00	41.00	82.00	9.40	3.00
警察共済組合	38.48	38.48	76.96	10.40	2.64	広島市職員共済組合	36.66	36.66	73.32	9.80	4.00
東京都職員共済組合	37.05	37.05	74.10	8.70	3.52	北九州市職員共済組合	46.288	46.288	92.576	9.84	3.24
札幌市職員共済組合	49.20	49.20	98.40	11.60	3.44	福岡市職員共済組合	44.92	44.92	89.84	10.40	3.28
川崎市職員共済組合	39.00	39.00	78.00	9.00	4.00	北海道都市職員共済組合	43.60	43.60	87.20	10.72	5.86
横浜市職員共済組合	34.76	34.76	69.52	8.40	1.50	仙台市職員共済組合	42.00	42.00	84.00	9.68	3.00
名古屋市職員共済組合	38.40	38.40	76.80	9.68	4.20	愛知県都市職員共済組合	35.50	35.50	71.00	9.00	5.98
京都市職員共済組合	39.435	39.435	78.87	9.00	5.08						

その（二） 市町村職員共済組合

①給料に乗じる率

区分 組合名	短期財源率			介護 財源率	福祉 財源率	区分 組合名	短期財源率			介護 財源率	福祉 財源率
	掛金率	負担金率	計				掛金率	負担金率	計		
北海道	57.25	57.25	114.50	13.60	4.30	滋賀県	57.55	57.55	115.10	12.30	4.45
青森県	56.05	56.05	112.10	13.325	3.65	京都府	57.95	57.95	115.90	12.20	5.90
岩手県	57.50	57.50	115.00	13.00	4.00	大阪府	52.6875	52.6875	105.375	14.00	5.475
宮城県	54.25	54.25	108.50	12.50	5.40	兵庫県	57.55	57.55	115.10	12.90	4.35
秋田県	57.45	57.45	114.90	13.60	3.6875	奈良県	63.90	63.90	127.80	13.00	4.75
山形県	48.00	48.00	96.00	11.40	5.15	和歌山县	49.375	49.375	98.75	11.40	5.00
福島県	53.75	53.75	107.50	12.50	3.90	鳥取県	58.75	58.75	117.50	12.50	7.25
茨城県	53.00	53.00	106.00	12.60	5.25	島根県	58.65	58.65	117.30	11.50	7.50
栃木県	48.95	48.95	97.90	12.90	5.95	岡山县	58.60	58.60	117.20	13.00	4.00
群馬県	52.50	52.50	105.00	13.10	4.475	広島県	53.875	53.875	107.75	11.50	3.00
埼玉県	53.40	53.40	106.80	12.50	5.00	山口県	56.25	56.25	112.50	13.00	5.40
千葉県	47.50	47.50	95.00	12.90	5.925	徳島県	53.25	53.25	106.50	12.40	4.50
東京都	50.65	50.65	101.30	11.75	6.00	香川県	56.80	56.80	113.60	11.50	6.00
神奈川県	52.50	52.50	105.00	13.70	4.30	愛媛県	60.90	60.90	121.80	13.40	5.00
新潟県	53.30	53.30	106.60	12.10	6.00	高知県	58.85	58.85	117.70	10.80	5.25
富山县	41.875	41.875	83.75	10.25	4.25	福岡県	58.15	58.15	116.30	13.20	3.75
石川県	52.50	52.50	105.00	12.60	7.50	佐賀県	59.95	59.95	119.90	13.00	3.00
福井県	52.25	52.25	104.50	11.80	5.30	長崎県	59.00	59.00	118.00	14.00	3.75
山梨県	56.875	56.875	113.75	12.80	4.50	熊本県	57.70	57.70	115.40	12.70	3.775
長野県	49.40	49.40	98.80	12.30	5.30	大分県	57.70	57.70	115.40	12.90	4.00
岐阜県	56.25	56.25	112.50	13.20	3.70	宮崎県	57.70	57.70	115.40	12.40	7.40
静岡県	50.00	50.00	100.00	12.30	2.50	鹿児島県	62.70	62.70	125.40	14.00	3.01
愛知県	54.50	54.50	109.00	13.50	4.70	沖縄県	65.20	65.20	130.40	13.80	4.725
三重県	57.00	57.00	114.00	12.60	4.50	平均	55.31	55.31	110.63	12.64	4.82

②期末手当等に乗じる率

区分 組合名	短期財源率			介護 財源率	福祉 財源率	区分 組合名	短期財源率			介護 財源率	福祉 財源率
	掛金率	負担金率	計				掛金率	負担金率	計		
北海道	45.80	45.80	91.60	10.88	3.44	滋賀県	46.04	46.04	92.08	9.84	3.56
青森県	44.84	44.84	89.68	10.66	2.92	京都府	46.36	46.36	92.72	9.76	4.72
岩手県	46.00	46.00	92.00	10.40	3.20	大阪府	42.15	42.15	84.30	11.20	4.38
宮城県	43.40	43.40	86.80	10.00	4.32	兵庫県	46.04	46.04	92.08	10.32	3.48
秋田県	45.96	45.96	91.92	10.88	2.95	奈良県	51.12	51.12	102.24	10.40	3.80
山形県	38.40	38.40	76.80	9.12	4.12	和歌山县	39.50	39.50	79.00	9.12	4.00
福島県	43.00	43.00	86.00	10.00	3.12	鳥取県	47.00	47.00	94.00	10.00	5.80
茨城県	42.40	42.40	84.80	10.08	4.20	島根県	46.92	46.92	93.84	9.20	6.00
栃木県	39.16	39.16	78.32	10.32	4.76	岡山县	46.88	46.88	93.76	10.40	3.20
群馬県	42.00	42.00	84.00	10.48	3.58	広島県	43.10	43.10	86.20	9.20	2.40
埼玉県	42.72	42.72	85.44	10.00	4.00	山口県	45.00	45.00	90.00	10.40	4.32
千葉県	38.00	38.00	76.00	10.32	4.74	徳島県	42.60	42.60	85.20	9.92	3.60
東京都	40.52	40.52	81.04	9.40	4.80	香川県	45.44	45.44	90.88	9.20	4.80
神奈川県	42.00	42.00	84.00	10.96	3.44	愛媛県	48.72	48.72	97.44	10.72	4.00
新潟県	42.64	42.64	85.28	9.68	4.80	高知県	47.08	47.08	94.16	8.64	4.20
富山县	33.50	33.50	67.00	8.20	3.40	福岡県	46.52	46.52	93.04	10.56	3.00
石川県	42.00	42.00	84.00	10.08	6.00	佐賀県	47.96	47.96	95.92	10.40	2.40
福井県	41.80	41.80	83.60	9.44	4.24	長崎県	47.20	47.20	94.40	11.20	3.00
山梨県	45.50	45.50	91.00	10.24	3.60	熊本県	46.16	46.16	92.32	10.16	3.02
長野県	39.52	39.52	79.04	9.84	4.24	大分県	46.16	46.16	92.32	10.32	3.20
岐阜県	45.00	45.00	90.00	10.56	2.96	宮崎県	46.16	46.16	92.32	9.92	5.92
静岡県	40.00	40.00	80.00	9.84	2.00	鹿児島県	50.16	50.16	100.32	11.20	2.408
愛知県	43.60	43.60	87.20	10.80	3.76	沖縄県	52.16	52.16	104.32	11.04	3.78
三重県	45.60	45.60	91.20	10.08	3.60	平均	44.25	44.25	88.50	10.11	3.85

3 給付の状況

(1) 給付の種類

短期給付には、法律上内容が定められているもの（法定給付）と、これに準じてそれぞれの組合の定款で定められているもの（附加給付）とがあり、その内容は、第7表及び第8表のとおりである。

(2) 受診率等の状況

平成 23 年度の組合別受診率、1 件当たり金額及び 1 人当たりの金額は、第 9 表のとおりであるが、受診率については平均 16.93 件（前年度と比較して 0.47 件増）、1 件当たり金額については平均 11,330 円（同 0.1% 減）、1 人当たり金額については平均 235,087 円（同 3.6% 増）となっている。

(3) 掛金・負担金収入に対する法定給付の割合

掛金・負担金収入に対する法定給付の割合は、51.4%（前年度 52.4%）となっている。これを組合別にみると、都市職員共済組合が 56.5% で最も高く、地方職員共済組合が 49.6% で最も低くなっている（第 10 表参照）。

(4) 給付実績

平成 23 年度の給付実績は、法定給付件数が 7,076 万件（ほかに附加給付 44 万件）、法定給付額が 8,273 億円（ほかに附加給付額 232 億円）である。

法定給付の種類別に給付の実績をみると、保健給付は 7,211 億円（法定給付全体の 87.2%）で、その内訳は、療養の給付及び療養費等の医療費が 6,870 億円（同 83.0%）、出産費及び家族出産費等のその他の給付が 341 億円（同 4.1%）である。また、休業給付は 932 億円（同 11.3%）、災害給付は 130 億円（同 1.6%）となっている。これを前年度と比較すると、保健給付 194 億円（対前年度比 2.8%）増、休業給付 24 億円（同 2.6%）増、災害給付 127 億円（同 4,576.3%）増となっている（第 11 表参照）。

一方、附加給付についてみると、保健給付 101 億円、休業給付 15 億円、災害給付 84 億円、入院附加金 5 億円、結婚手当金 27 億円で、合計 232 億円となっており、前年度と比較すると、全体で 82 億円（同 54.5%）増加している。これを給付別にみると、保健給付 2 億円（同 2.3%）減、休業給付 2 億円（同 15.8%）増、災害給付 82 億円（同 4,533.0%）増、入院附加金 1 千万円（同 1.5%）減、結婚手当金 4 千万円（同 1.4%）減となっている（第 12 表参照）。

第7表 法定給付の内容

(平成23年度末現在)

種類	内容
療養の給付	<input type="radio"/> 公務によらない病気、負傷 1 診察 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 <input type="radio"/> 療養に要する費用の100分の70(※)
入院時食事療養費	<input type="radio"/> 保険医療機関等から食事療養を受けた場合 <input type="radio"/> 基準額から標準負担額(1食につき260円)を控除した額
入院時生活療養費	<input type="radio"/> 特定長期入院組合員(65歳以上の療養病床入院患者)が公務外の病気又は負傷により保険医療機関等から食事及び病室の提供である療養を受けた場合 <input type="radio"/> 基準額から生活療養標準負担額(1日につき1,700円)を控除した額
保険外併用療養費	<input type="radio"/> 保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受けた場合 <input type="radio"/> 療養に要する費用の100分の70(※)
療養費	<input type="radio"/> やむを得ず保険医療機関及び特定承認医療機関以外の医療機関から診療を受けた場合 <input type="radio"/> 療養に要する費用の100分の70(※)
訪問看護療養費	<input type="radio"/> 指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合 <input type="radio"/> 療養に要する費用の100分の70(※)
移送費	<input type="radio"/> 療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合 <input type="radio"/> 移送に要した費用
家族療養費	<input type="radio"/> 被扶養者が療養を受けた場合 <input type="radio"/> 療養に要する費用の100分の70(※)
家族訪問看護療養費	<input type="radio"/> 被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合 <input type="radio"/> 療養に要する費用の100分の70(※)
家族移送費	<input type="radio"/> 被扶養者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合 <input type="radio"/> 移送に要した費用
高額療養費	<input type="radio"/> 療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る一部負担金等の額が高額療養費算定基準額を超えた場合に、その超えた額を支給 (70歳未満の者の高額療養費算定基準額) ア 組合員が市町村民税非課税者等である場合 35,400円 イ 納料月額が424,000円以上の組合員及びその被扶養者 150,000円+(医療費-500,000円)×1% ウ ア、イに該当しない者 80,100円+(医療費-267,000円)×1%
高額介護合算療養費	<input type="radio"/> 医療保険と介護保険の両制度を利用し、年間の介護合算一部負担金等世帯合算額が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超えた場合に、その超えた額を支給
出産費	<input type="radio"/> 組合員が出産したとき <input type="radio"/> 390,000円(産科医療補償制度に加入している分娩機関において出産した場合は3万円を加算)
家族出産費	<input type="radio"/> 被扶養者が出産したとき <input type="radio"/> 390,000円(産科医療補償制度に加入している分娩機関において出産した場合は3万円を加算)
埋葬料	<input type="radio"/> 組合員が公務によらないで死亡したときその死亡の当時被扶養者であった者で埋葬を行う者に対して支給 <input type="radio"/> 50,000円
家族埋葬料	<input type="radio"/> 被扶養者が死亡したとき <input type="radio"/> 50,000円
傷病手当金	<input type="radio"/> 公務によらないで病気にかかり又は負傷し療養のため引き続き勤務に服することができない場合(1年6ヶ月を限度、結核性の病気3年) <input type="radio"/> 1日につき給料日額の3分の2×政令で定める数値(1.25)
出産手当金	<input type="radio"/> 組合員が出産したとき <input type="radio"/> 出産の日以前42日(ただし、多胎妊娠にあっては98日)以内及び出産の日後56日以内において勤務に服することができなかつた期間 <input type="radio"/> 1日につき給料日額の3分の2×政令で定める数値(1.25)
休業手当金	<input type="radio"/> 被扶養者の病気又は負傷、組合員の公務によらない不慮の災害等の事由により欠勤した場合 <input type="radio"/> 所定の期間1日につき給料日額の100分の60
育児休業手当金	<input type="radio"/> 組合員が育児休業により勤務に服さなかつたとき(支給期間は最長で原則子が1歳に達する日まで。ただし、組合員とその配偶者がともに育児休業を取得する場合、最長で子が1歳2月に達する日まで) <input type="radio"/> 1日につき給料日額の100分の40(ただし、当分の間100分の50)×政令で定める数値(1.25)
介護休業手当金	<input type="radio"/> 組合員が介護休業により勤務に服さなかつたとき(支給期間は最長で3月を越えない期間) <input type="radio"/> 1日につき給料日額の100分の40×政令で定める数値(1.25)
弔慰金	<input type="radio"/> 組合員が水震火災その他の非常災害により死亡したとき <input type="radio"/> 納料の1月分×政令で定める数値(1.25)
家族弔慰金	<input type="radio"/> 被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したとき <input type="radio"/> 納料の1月分×政令で定める数値(1.25)×100分の70
災害見舞金	<input type="radio"/> 非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき <input type="radio"/> 損害の程度に応じ給料×政令で定める数値(1.25)の3月分~0.5月分

※70歳以上75歳未満の者については、100分の80(一定以上所得者100分の70)、義務教育就学前の子については、100分の80

第8表 附加給付の内容

その（一）市町村職員共済組合以外の組合

(平成23年度末現在)

	家族療養費	家族訪問看護 就寝費	一部負担金 払戻金	出産費	家族 出産費	埋葬料	家族 埋葬料	傷病手当金	結婚 手当金	災害見舞金	入院 附帯金
地方職員	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満は不払	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満は不払	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満は不払	1件につき 30,000円	1件につき 30,000円			傷病手当金期間経過 後6月間、 1日につき給料日額 ×2/3×1.25	1件につき 30,000円	法定給付×60/100 住居又は家財の1/5 以上1/3未満の施失 又は滅失の程度であ る場合 給料1ヶ月分×1.25× 50/100	1日につき 300円(引き 続いて7日以 上入院)
公立学校	(自己負担額 - 20,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て)	(自己負担額 - 20,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て)	(自己負担額 - 20,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て)	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1件につき 25,000円	1件につき 25,000円	同上	1件につき 80,000円	同上	1日につき 500円
警察	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	第1子 30,000円 第2子 60,000円 第3子以降 100,000円	第1子 30,000円 第2子 60,000円 第3子以降 100,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	傷病手当金期間経過 後1年間、 1日につき給料日額 ×60/100	1件につき 70,000円	同上	
都職員	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て)	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	傷病手当金期間経過 後6月間、1日につき 給料日額×2/3× 1.25		同上	
札幌市 職員	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払						1件につき 30,000円	同上	
川崎市 職員	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	傷病手当金期間経過 後6月間、1日につき 給料日額×2/3× 1.25		同上	
横浜市 職員	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円		1件につき 70,000円	法定給付×60/100 住居又は家財の1/5 以上1/3未満の施失 又は滅失の程度であ る場合 給料1ヶ月分×1.25× 50/100	1日につき 500円(引き 続いて7日以 上入院)
名古屋 市職員	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	1件につき 10,000円	1件につき 10,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	傷病手当金期間経過 後6月間、 1日につき給料日額 ×2/3×1.25	1件につき 30,000円	同上	同上
京都市 職員	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円			法定給付×60/100 住居又は家財の1/5 以上の施失又は滅失 の程度である場合 給料1ヶ月分×1.25× 50/100	
大阪市 職員	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	1件につき 60,000円 H21.10.1～ H23.3.31 20,000円	1件につき 60,000円 H21.10.1～ H23.3.31 20,000円	1件につき 50,000円 H21.10.1～ H23.3.31 20,000円	1件につき 50,000円 H21.10.1～ H23.3.31 20,000円	傷病手当金期間経過 後(傷病手当金附加 金の全部を支給しな いときは、その支給を 始めた日から)6月間、 1日につき給料日額 ×2/3×1.25			法定給付×60/100 住居又は家財の1/5 以上の施失又は滅失 の程度である場合 給料1ヶ月分×1.25× 50/100
神戸市 職員	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円		1件につき 70,000円	法定給付×60/100 住居又は家財の1/5 以上1/3未満の施失 又は滅失の程度であ る場合 給料1ヶ月分×1.25× 50/100	
広島市 職員	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	1件につき 56,000円	1件につき 56,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	傷病手当金期間経過 後6月間、 1日につき給料日額 ×2/3×1.25			
北九州 市職員	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円			法定給付×60/100 住居又は家財の1/5 以上1/3未満の施失 又は滅失の程度であ る場合 給料1ヶ月分×1.25× 50/100	
福岡市 職員	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (1,000円未満の端数 は切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (1,000円未満の端数 は切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (1,000円未満の端数 は切り捨て)	1件につき 10,000円	1件につき 10,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	傷病手当金期間経過 後6月間、 1日につき給料日額 ×2/3×1.25	1件につき 30,000円	同上	
北海道 都市 職員	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (1,000円未満の端数 は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (1,000円未満の端数 は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (1,000円未満の端数 は切り捨て) 1,000円未満不払			1件につき 30,000円	1件につき 30,000円			同上	
仙台市 職員	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払			1件につき 50,000円	1件につき 50,000円		1件につき 30,000円	同上	7日以上の入 院を1件とし て、1件につき 5,000円
愛知県 都市 職員	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)×100/100 (100円未満の端数は 切り捨て) 1,000円未満不払	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円		1件につき 15,000円	同上	1日につき 300円(引き 続いて7日以 上入院)

その（二） 市町村職員共済組合

(平成 23 年度末現在)

区分 組合名	法定給付 総額 ①	附加給付 総額 ②	割 合 ②／①	家 療 養 費 基 礎 控 除	家 族 訪 問 基 礎 控 除	一部負担金 払 戻 金 基 礎 控 除	出産費	家 族 出 産 費	埋 葊 料	家 族 埋 葯 料	傷 病 手 当 金	結 婚 手 当 金	入 院 附 加 金
北海道	千円 11,557,831	千円 109,897	% 0.95	円 25,000	円 25,000	円 25,000	千円	千円	千円 50	千円 50	月 20	千円 300	1 日円
青森	5,895,502	78,072	1.32	25,000	25,000	25,000							
岩手	5,570,139	657,886	11.81	25,000	25,000	25,000							
宮城	7,709,359	1,574,032	20.42	25,000	25,000	25,000							
秋田	4,778,796	41,527	0.87	25,000	25,000	25,000							
山形	4,210,887	45,106	1.07	25,000	25,000	25,000							
福島	7,635,079	847,591	11.10	25,000	25,000	25,000							
茨城	7,423,118	255,435	3.44	25,000	25,000	25,000	30	30	50	50	30		
栃木	4,933,712	79,612	1.61	25,000	25,000	25,000			50	50	30	500	
群馬	5,689,635	74,682	1.31	25,000	25,000	25,000	10	10	50	50	45	500	
埼玉	16,007,538	276,156	1.73	25,000	25,000	25,000	20	20	50	50	45	500	
千葉	15,374,649	384,340	2.50	25,000	25,000	25,000	20	20	50	50	18	60	500
東京	7,877,694	113,860	1.45	25,000	25,000	25,000	20	20	50	50	60	500	
神奈川	8,757,366	116,872	1.33	25,000	25,000	25,000	5	5	50	50	40	500	
新潟	7,207,393	62,206	0.86	25,000	25,000	25,000			50	50			
富山	3,332,543	23,554	0.71	25,000	25,000	25,000			50	50			
石川	3,612,164	28,488	0.79	25,000	25,000	25,000			50	50			
福井	2,558,223	19,037	0.74	25,000	25,000	25,000			50	50			
山梨	3,101,996	21,865	0.70	25,000	25,000	25,000			50	50			
長野	7,136,435	113,809	1.59	25,000	25,000	25,000			50	50	30	500	
岐阜	6,525,936	59,448	0.91	25,000	25,000	25,000			50	50	30	300	
静岡	9,851,220	152,460	1.55	25,000	25,000	25,000	30	30	50	50	30	500	
愛知	6,333,523	52,213	0.82	25,000	25,000	25,000			50	50	15	300	
三重	5,577,846	69,728	1.25	25,000	25,000	25,000			50	50			
滋賀	4,626,525	35,794	0.77	25,000	25,000	25,000			50	50			300
京都	3,765,264	31,890	0.85	25,000	25,000	25,000			50	50			
大阪	15,398,645	218,322	1.42	25,000	25,000	25,000	20	20	50	50	6	500	
兵庫	11,893,635	148,890	1.25	25,000	25,000	25,000	20	20	30	30	6	300	
奈良	4,781,495	52,281	1.09	25,000	25,000	25,000			30	30			
和歌山	4,115,769	89,692	2.18	25,000	25,000	25,000			30	30			
鳥取	2,129,611	16,725	0.79	25,000	25,000	25,000							
島根	2,983,322	34,150	1.14	25,000	25,000	25,000			50	50	6		
岡山	5,745,948	50,534	0.88	25,000	25,000	25,000			50	50			200
広島	5,857,824	63,489	1.08	25,000	25,000	25,000			30	30	30	300	
山口	4,849,815	59,270	1.22	25,000	25,000	25,000			30	30	30	300	
徳島	2,994,140	25,435	0.85	25,000	25,000	25,000			50	50	20		
香川	3,127,642	34,536	1.10	25,000	25,000	25,000			30	30	6	30	
愛媛	4,643,385	39,170	0.84	25,000	25,000	25,000			50	50			
高知	2,953,529	23,484	0.80	25,000	25,000	25,000							
福岡	7,169,827	61,171	0.85	25,000	25,000	25,000							
佐賀	2,829,668	23,477	0.83	25,000	25,000	25,000							
長崎	4,574,621	50,417	1.10	25,000	25,000	25,000							
熊本	6,736,839	83,073	1.23	25,000	25,000	25,000							
大分	3,895,614	36,851	0.95	25,000	25,000	25,000			50	50			
宮崎	3,446,343	31,240	0.91	25,000	25,000	25,000			50	50			
鹿児島	6,106,378	66,890	1.10	25,000	25,000	25,000							
沖縄	4,391,500	47,655	1.09	25,000	25,000	25,000							
合 計	287,675,924	6,582,312	2.29	25,000	25,000	25,000							

- (注) 1. 家族療養費附加金及び一部負担金払戻金の基礎控除額の支給率は、100%である。
 2. 傷病手当金附加金は、法定給付期間満了後の支給期間の延長月数である。
 3. 災害見舞金附加金については、各組合とも実施しており、支給額は法定給付金額の 60/100 である。
 また、住居又は家財に係る焼失又は滅失の程度が 1/5 以上 1/3 未満の場合は、支給額は給料月額に 1.25 を乗じて得た額の 50/100 である。
 4. 「法定給付総額」及び「附加給付総額」欄は、各組合毎に千円未満の端数処理を行った。

その(一) 組合別

第9表 受診率、1件当たり金額及び1人当たり金額

組合名	区分	受 診 率		1 件 当 タ り 金 額			1 人 当 タ り 金 額		
		組合員 1 当 たり	被扶養者 1 当 たり	合 計	組 合 員	被 扶 養 者	合 計	組 合 員 1 当 たり	被 扶 養 者 1 当 たり
地方職員共済組合	8.06 (8.00)	9.62 (9.60)	8.26 (8.13)	17.68 (17.60)	10,699 (10,736)	11,737 (11,627)	11,264 (11,222)	108,588 (106,864)	136,720 (134,417)
公立学校共済組合	8.90 (8.82)	7.21 (7.22)	8.07 (7.90)	16.11 (16.04)	10,073 (10,111)	11,769 (11,692)	10,832 (10,823)	111,636 (109,564)	102,138 (100,854)
警察 共 濟 組 合	7.05 (6.85)	11.32 (10.85)	8.64 (8.26)	18.37 (17.71)	10,922 (11,330)	11,322 (11,575)	11,168 (11,480)	95,751 (95,326)	153,835 (149,700)
東京都職員共済組合	8.85 (8.79)	7.45 (7.49)	8.85 (8.73)	16.30 (16.29)	10,219 (10,272)	11,984 (11,820)	11,025 (10,984)	118,392 (116,188)	110,348 (109,023)
指定都市職員共済組合	8.57 (7.94)	9.72 (9.05)	8.58 (7.87)	18.29 (16.99)	10,855 (10,763)	12,274 (11,935)	11,609 (11,387)	117,585 (107,078)	143,269 (129,412)
市町村職員共済組合	8.09 (7.68)	8.85 (8.39)	8.37 (7.85)	16.94 (16.07)	10,953 (10,993)	12,666 (12,690)	11,848 (11,879)	110,525 (104,376)	134,415 (127,047)
都 市 職 員 共 済 組 合	8.10 (7.95)	8.68 (8.62)	8.73 (8.50)	16.78 (16.57)	10,958 (10,997)	12,130 (12,135)	11,564 (11,589)	111,419 (108,564)	127,299 (125,498)
平 均	8.32 (8.08)	8.62 (8.38)	8.34 (7.99)	16.93 (16.46)	10,568 (10,625)	12,065 (12,036)	11,330 (11,343)	109,977 (106,211)	125,109 (120,633)

(注) 1. () 内の数は、平成22年度の実績である。

2. 「受診率」及び「一件当たり金額」は、入院時食事療養の給付、家族入院時生活療養の給付、家族訪問看護療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、家族入院時食事療養費、訪問看護療養の給付、家族訪問看護療養の給付を除いて算出する。

3. 「一人当たり金額」は、訪問看護療養の給付及び家族訪問看護療養の給付を除いて算出する。
4. 算出基礎となる組合員数及び被扶養者は、年度末現在の数値である。

その(二) 市町村職員共済組合の組合別内訳

区分 組合名	受診率			1件当たり金額			1人当たり金額			合計
	組合員	被扶養者		合計	組合員	被扶養者	合計	組合員	被扶養者	
		組合員 1人 当たり	被扶養 者1人 当たり						組合員 1人 当たり	被扶養 者1人 当たり
	件	件	件	円	円	円	円	円	円	円
北海道	7.17	8.05	7.33	15.22	13,126	14,532	13,869	121,113	141,245	128,717
青森県	7.88	9.17	8.38	17.05	11,545	12,632	12,129	117,591	145,941	133,388
岩手県	7.85	9.15	8.15	17.00	11,347	13,425	12,466	113,861	149,366	133,077
宮城县	8.60	8.93	9.06	17.52	10,845	11,467	11,162	118,853	130,747	132,679
秋田県	7.97	9.37	8.72	17.34	11,203	13,297	12,335	117,893	158,108	147,104
山形県	8.31	8.76	8.86	17.07	9,518	11,227	10,395	101,524	122,174	123,671
福島県	8.40	9.42	8.72	17.81	10,630	12,328	11,528	114,923	144,158	133,458
茨城県	8.11	8.26	7.96	16.37	10,942	12,605	11,781	113,239	126,264	121,748
栃木県	8.57	8.75	8.88	17.32	10,788	12,555	11,681	112,950	130,050	132,041
群馬県	7.71	8.93	8.88	16.64	10,811	11,606	11,238	99,627	120,832	120,160
埼玉県	8.39	8.75	8.60	17.13	10,435	11,747	11,105	111,645	125,965	123,894
千葉県	8.30	7.71	8.30	16.00	10,575	12,662	11,580	110,957	118,102	127,162
東京都	8.67	7.64	8.60	16.31	9,904	12,011	10,891	112,147	112,917	127,165
神奈川県	8.07	9.02	8.30	17.09	10,196	11,561	10,917	107,998	129,540	119,212
新潟県	7.74	7.93	7.95	15.68	10,248	12,549	11,412	101,376	124,411	124,614
富山县	7.68	5.44	8.11	13.12	11,434	13,538	12,306	103,677	83,585	124,564
石川県	7.24	6.68	7.99	13.92	11,902	13,937	12,878	104,323	107,598	128,652
福井県	7.41	6.84	7.93	14.25	11,786	13,819	12,762	103,573	107,392	124,518
山梨県	7.49	8.49	8.59	15.98	10,544	15,280	13,059	101,093	153,014	154,831
長野県	7.32	7.65	7.59	14.96	10,305	13,129	11,748	94,645	118,038	117,190
岐阜県	8.01	9.39	9.33	17.40	10,204	11,775	11,052	100,844	131,299	130,408
静岡県	7.63	7.68	8.13	15.31	10,092	12,366	11,233	96,725	113,951	120,573
愛知県	8.35	8.46	9.34	16.82	10,470	11,167	10,821	105,948	112,452	124,168
三重県	8.63	8.90	8.82	17.53	9,991	12,108	11,066	106,350	126,963	125,863
滋賀県	7.64	7.96	7.94	15.60	11,371	13,391	12,402	106,901	125,667	125,276
京都府	8.20	8.53	7.93	16.73	11,183	13,331	12,278	108,499	131,101	121,837
大阪府	9.15	9.93	8.75	19.08	10,832	12,728	11,819	120,447	146,151	128,714
兵庫県	8.25	9.79	8.48	18.04	10,931	13,065	12,089	111,519	150,677	130,504
奈良県	8.92	10.62	8.67	19.54	12,393	14,467	13,520	129,198	174,742	142,670
和歌山县	8.67	9.54	8.85	18.21	10,649	12,459	11,597	107,483	135,474	125,732
鳥取県	7.68	8.79	8.05	16.47	10,008	13,430	11,834	97,639	142,544	130,565
島根県	7.31	9.12	7.87	16.43	11,037	12,845	12,041	102,130	141,192	121,780
岡山県	8.14	10.01	9.02	18.15	11,410	12,273	11,886	110,920	144,768	130,449
広島県	8.17	8.63	7.92	16.80	11,379	13,021	12,223	116,533	137,826	126,499
山口県	7.98	9.49	8.32	17.48	11,582	11,760	11,679	114,474	136,308	119,434
徳島県	8.83	9.62	9.49	18.46	11,001	14,032	12,581	115,983	158,269	156,051
香川県	8.30	8.24	9.01	16.54	11,460	13,520	12,486	116,547	130,560	142,800
愛媛県	7.90	10.15	8.53	18.06	11,437	12,707	12,151	107,607	149,660	125,699
高知県	7.94	8.07	8.12	16.01	11,429	13,348	12,397	112,481	129,130	129,873
福岡県	8.28	10.05	8.50	18.32	11,456	12,479	12,017	115,861	150,126	127,047
佐賀県	8.27	9.76	8.38	18.03	11,972	12,217	12,104	123,273	145,168	124,660
長崎県	8.00	10.73	8.18	18.73	11,335	11,877	11,646	113,273	153,096	116,756
熊本県	7.98	10.05	8.57	18.03	11,255	13,512	12,513	112,098	162,626	138,730
大分県	7.49	9.59	8.02	17.07	12,971	12,535	12,726	117,826	144,282	120,711
宮崎県	7.86	9.67	7.91	17.53	11,639	12,452	12,087	113,653	146,142	119,607
鹿児島県	7.66	11.28	7.75	18.94	11,210	13,067	12,316	105,022	173,407	119,093
沖縄県	7.86	9.45	7.18	17.31	11,966	13,932	13,039	116,503	157,840	119,992
平均	8.09	8.85	8.37	16.94	10,953	12,666	11,848	110,525	134,415	127,164
										244,940

第 10 表 掛金・負担金収入に対する法定給付の割合

組合名	区分	掛金+負担金	1人当たりの額	法定給付		収入に対する法定給付の割合
				法定給付	1人当たりの額	
		千円	円	千円	円	%
地方職員共済組合		178,373,989	588,697	88,451,354	291,921	49.6 (48.0)
公立学校共済組合		511,867,862	519,857	267,159,337	271,329	52.2 (56.4)
警察共済組合		155,113,365	525,197	83,433,704	282,498	53.8 (52.2)
東京都職員共済組合		64,530,979	518,271	33,400,035	268,248	51.8 (50.8)
指定都市職員共済組合		102,133,969	585,429	52,052,304	298,362	51.0 (50.8)
市町村職員共済組合		571,297,089	579,516	287,675,924	291,814	50.4 (50.9)
都市職員共済組合		26,765,009	520,872	15,119,944	294,248	56.5 (54.2)
合 計		1,610,082,263	551,559	827,292,602	283,402	51.4 (52.4)

(注) 1. 1人当たりの額は、任意継続組合員を含む。

(注) 2. 割合の()内の数は、平成 22 年度の実績である。

第 11 表 法定給付の給付実績

給付別	平成 23 年度		平成 22 年度		増 減			
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	伸び率	金 額	伸び率
保健給付	件	千円	件	千円	件	%	千円	%
内訳	70,239,465	721,097,470	68,491,860	701,680,452	1,747,605	2.6	19,417,018	2.8
医療費	70,151,934	686,996,941	68,405,573	668,138,227	1,746,361	2.6	18,858,715	2.8
その他	87,531	34,100,529	86,287	33,542,225	1,244	1.4	558,304	1.7
休業給付	505,573	93,235,499	519,243	90,870,649	△ 13,670	△ 2.6	2,364,850	2.6
災害給付	17,340	12,959,633	348	277,131	16,992	4,882.8	12,682,502	4,576.3
合 計	70,762,378	827,292,602	69,011,451	792,828,232	1,750,927	2.5	34,464,370	4.3

第 12 表 附加給付の給付実績

区分 給付別	平成 23 年度		平成 22 年度		増 減			
	件 数	金額	件 数	金額	件 数	伸び率 %	金額	伸び率 %
保健給付	285,686	10,056,274	298,647	10,290,514	△ 12,961	△ 4.3	△ 234,240	△ 2.3
休業給付	6,113	1,463,448	5,188	1,264,156	925	17.8	199,292	15.8
災害給付	19,284	8,431,226	420	181,982	18,864	4,491.4	8,249,243	4,533.0
入院附加金	87,659	528,880	89,440	536,933	△ 1,781	△ 2.0	△ 8,052	△ 1.5
結婚手当金	43,764	2,679,210	44,403	2,717,860	△ 639	△ 1.4	△ 38,650	△ 1.4
合 計	442,506	23,159,038	438,098	14,991,445	4,408	1.0	8,167,593	54.5

[III] 長期給付の概況

1 長期財源率の状況

地方公務員共済組合の長期給付に要する費用に係る財源率は少なくとも、5年ごとに再計算することとされており、昭和 42 年度において、この制度発足後最初の財源率の再計算を行った。しかし、地方公務員共済組合制度は、国家公務員共済組合制度に約 3 年遅れて発足したものであるが、その制度は、国家公務員共済組合に準じており、組合員期間を相互に通算し、責任準備金も相互に移換することとされていたことにかんがみ、財源率の再計算に用いる諸統計、資料等についても国家公務員共済組合の財源率の再計算の際に用いるものと同様にすることが望ましいため、国家公務員共済組合の昭和 44 年 10 月の再計算に合わせて、地方公務員共済組合についても昭和 44 年 12 月に財源率の再計算を実施（昭和 45 年 1 月から適用）し、その後、昭和 49 年 12 月、昭和 54 年 12 月、昭和 59 年 12 月、平成元年 12 月、平成 6 年 12 月及び平成 11 年 12 月に再計算を実施したが、経済情勢等に配慮して、平成 8 年 12 月以降の財源率を据え置くこととされた。

また、平成元年 12 月の再計算では、平成 2 年 4 月から公立学校共済組合及び警察共済組合が地共済連合会に加入することが予定されていたことから、平成元年 12 月の再計算から地共済連合会を組織するすべての地方公務員共済組

合について地共済連合会において統一された長期財源率が算定されている。

平成 15 年 4 月から総報酬制が導入され、毎月の給料と期末手当等に対して同一水準の掛金率及び負担金率を適用することとされている。

平成 16 年 10 月の再計算では、地方公務員共済年金と国家公務員共済年金の財政単位の一元化が行われ、平成 21 年 9 月の再計算では、地方公務員共済年金の長期財源率は、国家公務員共済年金の長期財源率と一本化され、毎年段階的に引き上げることとされた。(第 13 表参照)。

第 13 表 長期財源率の状況

(平成 23 年度末現在)

区分	財源率	長期財源率（千分率）			
		掛金の率		負担金の率	
		給料に乘じる率	期末手当等に乘じる率	給料に乘じる率	期末手当等に乘じる率
地方公務員共済組合連合会 一般組合員 特別職	158.62	99.1375 79.31	79.31 79.31	99.1375 79.31	79.31 79.31

2 収入の状況

長期経理における収入は、地方公共団体の負担金（追加費用及び払込金を含む。）及び組合員の掛金のほか、積立金及び支払準備金の運用による利息及び配当金が主なものである。

平成 23 年度の負担金収入は 3 兆 3,080 億円、掛金収入は 1 兆 4,726 億円、利息及び配当金収入は 3,937 億円で、この三者の計は 5 兆 1,743 億円となり、基礎年金交付金 2,360 億円、年金保険者拠出金還付金 84 億円及びその他の収入（償還差益、財産処分益等）88 億円を含めた収入全体の計は 5 兆 4,276 億円となっている。

収入額については前年度と比較すると、負担金が 260 億円（0.8%）増、掛金が 138 億円（0.9%）増、利息及び配当金が 723 億円（15.5%）減、基礎年

金交付金が 211 億円 (8.2%) 減、年金保険者拠出金還付金が 24 億円 (22.1%) 減、その他の収入が 26 億円 (23.0%) 減となっており、全体では 587 億円 (1.1%) の減少となっている（第 14 表その（二）参照）。

3 給付の状況

平成 23 年度の給付額は、全体で 4 兆 5,700 億円であり、前年度の 4 兆 5,433 億円と比較して 267 億円増加し、増加率は 0.6% である。給付額の伸びを年金の種類別にみると、退職年金が 0.6%、障害年金（公務外）が△1.1%、遺族年金（公務外）が 1.2%、その他が△5.0% となっている（第 15 表参照）。

次に、平成 23 年度末現在における年金の種類別受給権者数の状況をみると、年金受給権者の総数は 2,829,811 人で、退職年金が 2,085,902 人（全体の 73.7%）、減額退職年金が 62,772 人（同 2.2%）、通算退職年金が 15,505 人（同 0.5%）、障害年金が 47,412 人（同 1.7%）、遺族年金が 617,030 人（同 21.8%）、その他が 1,190 人（同 0.0%）となっている（第 16 表参照）。

第14表 長期経理の収支状況

その(一) 組合別収支状況

組合名	区分				収入(A)	
	平成23年度		平成22年度		増減	増減率
	千円		千円	千円	%	
地方公務員共済組合連合会	1,873,775,349		1,857,005,361	16,769,987	0.9	
地方職員共済組合	577,596,329		582,054,115	△ 4,457,786	△ 0.8	
公立学校共済組合	2,012,599,477		2,003,315,527	9,283,950	0.5	
警察共済組合	501,935,815		511,748,797	△ 9,812,982	△ 1.9	
東京都職員共済組合	214,504,376		220,287,961	△ 5,783,585	△ 2.6	
指定都市職員共済組合	314,810,113		318,941,564	△ 4,131,451	△ 1.3	
全国市町村職員共済組合連合会	1,607,625,783		1,626,837,997	△ 19,212,215	△ 1.2	
合 計	7,102,847,241		7,120,191,322	△ 17,344,081	△ 0.2	

(注) 1. 収入額については前年度繰越支払準備金、同長期給付積立金及び同基礎年金拠出金負担金充当金、ていない。

2. 地方公務員共済組合連合会の数値は、連合会単独の経理単位のものであり、基礎年金拠出金経理

その(二) 費用別収支状況

費目	区分				収入		
	平成23年度		平成22年度		増減		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率	
負担金 (うち追加費用)	千円	%	千円	%	千円	%	
負担金 (うち追加費用)	3,308,017,528 (1,106,546,318)	7.3 (2.4)	3,282,020,559 (1,161,077,702)	7.1 (2.5)	25,996,968 (△ 54,531,384)	0.8 (△ 4.7)	
掛金	1,472,594,718	3.2	1,458,822,783	3.2	13,771,935	0.9	
利息及び配当金	393,734,571	0.9	466,043,035	1.0	△ 72,308,464	△ 15.5	
基礎年金交付金	236,042,929	0.5	257,165,434	0.6	△ 21,122,505	△ 8.2	
年金保険者拠出金還付金	8,355,682	0.0	10,730,824	0.0	△ 2,375,142	△ 22.1	
その他の	8,808,800	0.0	11,442,498	0.0	△ 2,633,698	△ 23.0	
小計	5,427,554,228	11.9	5,486,225,132	11.9	△ 58,670,905	△ 1.1	
組合払込金	414,030	0.0	671,200	0.0	△ 257,170	△ 38.3	
基礎年金拠出金負担金	1,438,836,095	3.2	1,376,129,610	3.0	62,706,485	4.6	
基礎年金交付金連合会交付金	236,042,888	0.5	257,165,379	0.6	△ 21,122,491	△ 8.2	
前年度繰越支払準備金	61,348	0.0	77,270	0.0	△ 15,922	△ 20.6	
前年度繰越長期給付積立金	38,365,778,598	84.4	38,925,465,236	84.5	△ 559,686,639	△ 1.4	
前年度繰越基礎年金拠出金負担金充当金	102	0.0	83	0.0	19	23.3	
合計	45,468,687,288	100.0	46,045,733,911	100.0	△ 577,046,622	△ 1.3	

(注) 1. 負担金には払込金を含む。

2. 収入額の前年度繰越長期給付積立金及び支出額の次年度繰越長期給付積立金には、地方公務員共

支 出 (B)				過不足額 (A) - (B)	
平成23年度	平成22年度	増 減	増減率	平成23年度	平成22年度
千円	千円	千円	%	千円	千円
1,688,813,448	1,688,228,230	585,219	0.0	184,961,900	168,777,131
742,074,332	729,710,558	12,363,774	1.7	△ 164,478,003	△ 147,656,443
2,310,650,001	2,292,200,614	18,449,387	0.8	△ 298,050,525	△ 288,885,088
537,122,125	526,847,709	10,274,416	2.0	△ 35,186,310	△ 15,098,912
302,408,626	291,202,827	11,205,799	3.8	△ 87,904,250	△ 70,914,866
386,429,713	382,446,580	3,983,133	1.0	△ 71,619,599	△ 63,505,016
1,819,582,500	1,769,240,912	50,341,588	2.8	△ 211,956,717	△ 142,402,915
7,787,080,745	7,679,877,430	107,203,315	1.4	△ 684,233,504	△ 559,686,108

また、支出額には次年度繰越支払準備金、同長期給付積立金及び同基礎年金拠出金負担金充当金は含まれ

を含む。

区 分 費 项	支 出					
	平 成 23 年 度		平 成 22 年 度		增 減	
	金 额	構成比	金 额	構成比	金 额	増減率
退 職 給 付	3,684,927,935	8.1	3,666,877,295	8.0	18,050,641	0.5
障 害 給 付	34,550,686	0.1	34,926,275	0.1	△ 375,590	△ 1.1
遺 族 給 付	850,530,800	1.9	840,272,627	1.8	10,258,172	1.2
短 期 在 留 脱 退 一 時 金	14,749	0.0	11,522	0.0	3,227	28.0
恩 給 組 合 条 例 給 付	881,960	0.0	1,025,720	0.0	△ 143,760	△ 14.0
旧 市 町 村 共 濟 法 給 付	129,589	0.0	149,213	0.0	△ 19,624	△ 13.2
基 礎 年 金 拠 出 金	1,438,836,149	3.2	1,376,129,646	3.0	62,706,504	4.6
年 金 保 険 者 拠 出 金	4,228,836	0.0	6,712,791	0.0	△ 2,483,955	△ 37.0
財 政 調 整 拠 出 金	9,705,575	0.0	48,220,414	0.1	△ 38,514,839	△ 79.9
そ の 他	87,981,452	0.2	71,585,738	0.2	16,395,715	22.9
小 計	6,111,787,732	13.4	6,045,911,241	13.1	65,876,491	1.1
連 合 会 払 返 金	414,030	0.0	671,200	0.0	△ 257,170	△ 38.3
基 礎 年 金 拠 出 金 負 担 金	1,438,836,095	3.2	1,376,129,610	3.0	62,706,485	4.6
基 礎 年 金 交 付 金 支 払 金	236,042,888	0.5	257,165,379	0.6	△ 21,122,491	△ 8.2
次 年 度 繼 越 支 払 準 備 金	48,979	0.0	61,348	0.0	△ 12,369	△ 20.2
次 年 度 繼 越 長 期 給 付 積 立 金	37,681,557,475	82.9	38,365,795,031	83.3	△ 684,237,555	△ 1.8
次 年 度 繼 越 基 礎 年 金 拠 出 金 負 担 金 充 当 金	89	0.0	102	0.0	△ 13	△ 12.8
合 計	45,468,687,288	100.0	46,045,733,911	100.0	△ 577,046,622	△ 1.3

済組合連合会の長期給付積立金を含む。

第 15 表 長期給付支給状況

(平成 23 年度末現在)

年金の種類	給付件数	給付金額	1 件当たり金額	給付金額の割合
退職年金	件 11,998,908 (11,514,388)	千円 3,579,555,284 (3,556,816,670)	円 298,323 (308,902)	% 78.3 (78.3)
障害年金（公務外）	143,927 (142,595)	32,596,897 (32,959,160)	226,482 (231,138)	0.7 (0.7)
遺族年金（公務外）	3,473,767 (3,388,446)	846,511,469 (836,256,511)	243,687 (246,796)	18.5 (18.4)
その他の	469,784 (519,277)	111,321,121 (117,230,311)	236,962 (225,757)	2.4 (2.6)
合計	16,086,386 (15,564,706)	4,569,984,771 (4,543,262,652)	284,090 (291,895)	100.0 (100.0)

(注) 1. () 内の数は、平成 22 年度の実績である。

2. 退職年金には、退職共済年金（繰上げ支給を除く。）を含む。

3. 障害年金には、障害共済年金を含む。

4. 遺族年金には、遺族共済年金を含む。

第16表 年金種類別受給権者状況

(平成23年度末現在)

年金の種類	区分	受給権者数	年 金 額	1人当たり 平均年金額
退職年金		人 2,085,902 (2,008,183)	千円 3,828,452,938 (3,765,540,854)	円 1,835,394 (1,875,098)
内訳	20年以上	1,876,008 (1,817,942)	3,762,590,633 (3,703,420,882)	2,005,637 (2,037,150)
	20年未満	209,894 (190,241)	65,862,306 (62,119,972)	313,788 (326,533)
減額退職年金		62,772 (64,237)	98,675,252 (101,893,189)	1,571,963 (1,586,207)
通算退職年金		15,505 (17,252)	12,589,781 (14,058,209)	811,982 (814,874)
障害年金		47,412 (46,069)	62,687,878 (62,119,906)	1,322,194 (1,348,410)
内訳	公務等	1,072 (1,056)	3,329,671 (3,314,197)	3,106,036 (3,138,444)
	公務外	46,340 (45,013)	59,358,208 (58,805,709)	1,280,928 (1,306,416)
遺族年金		617,030 (605,052)	944,994,557 (928,642,968)	1,531,521 (1,534,815)
内訳	公務等	3,370 (3,330)	6,426,076 (6,428,538)	1,906,847 (1,930,492)
	公務外	613,660 (601,722)	938,568,481 (922,214,430)	1,529,460 (1,532,625)
その他の		1,190 (1,282)	387,018 (423,276)	325,226 (330,168)
合 計		2,829,811 (2,742,075)	4,947,787,424 (4,872,678,402)	1,748,452 (1,777,004)

- (注) 1. () 内の数は、平成22年度の実績である。
 2. 退職年金には、退職共済年金（繰上げ支給を除く。）を含む。
 3. 減額退職年金には、退職共済年金の繰上げ支給分を含む。
 4. 障害年金には、障害共済年金を含む。
 5. 遺族年金には、遺族共済年金を含む。

4 長期給付積立金の状況

平成 23 年度末における長期給付積立金の総額は 37 兆 6,816 億円となっており、組合別にみると、最も多いのは地方公務員共済組合連合会の 16 兆 8,277 億円であり、最も少いのは東京都職員共済組合の 8,045 億円である。

また、平成 23 年度において減少した長期給付積立金の総額は約 6,842 億円（対前年度比 1.8% 減）であり、その内訳は、公立学校共済組合が 2,980 億円（同 4.9% 減）、地方職員共済組合が 1,645 億円（同 13.6% 減）等となっている（第 17 表参照）。

この長期給付積立金を含めた業務上の余裕金は、「安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するよう運用しなければならない」とこととされている。長期給付積立金についてみれば、(1) 貸付信託等による一般的な資金運用、(2) 地方公共団体の行政目的の実現に資するよう、(ア) 地方公共団体金融機構の発行する債券の取得、及び(イ) 地方債の引受け並びに、(3) 組合員の福祉の増進に資するよう、(ア) 組合員の貸付に充てるための貸付経理に対する貸付け、(イ) その他各福祉経理に対する貸付け、及び(ウ) 投資不動産による職員住宅等の取得等、の方法により運用されており、平成 23 年度末における運用状況は、第 1 図のとおりである。

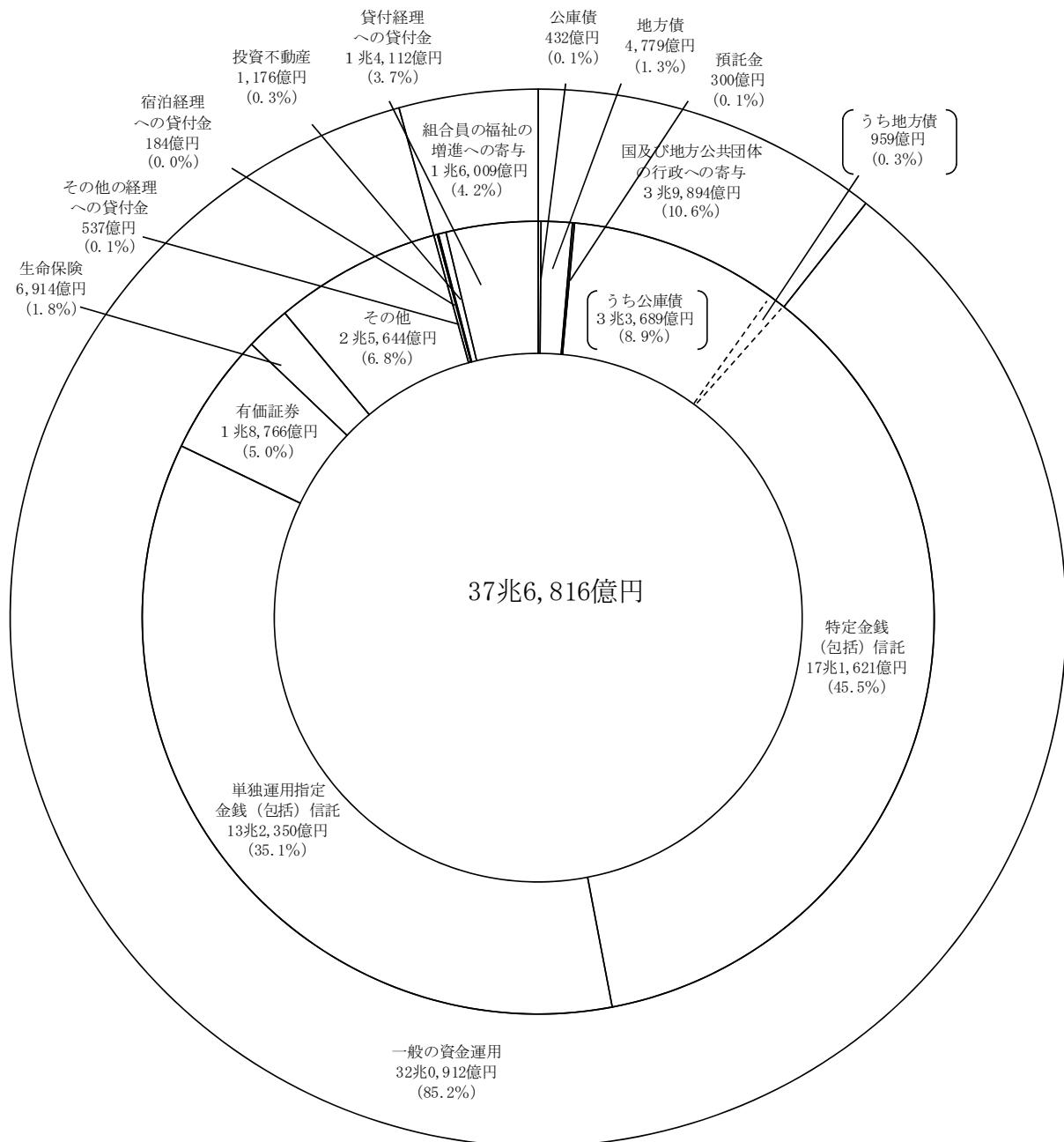
第17表 長期経理資産の状況

(单位：億円、%)

(注) 1. 「地方公務員共済組合連合会」の数値は、運営会単独の資産であり、運営会回りは基礎年金拠出金経理を含む。

2 標数処理の關係で、合計が一致しない場合がある

第1図 長期給付積立金の運用状況



(注) 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

[IV] 福祉事業の概況

1 福祉事業の平成23年度末現在の経理設定状況は、次のとおりである。

- | | |
|-------------|------|
| (1) 保 健 経 理 | 64組合 |
| (2) 医 療 経 理 | 3組合 |
| (3) 宿 泊 経 理 | 48組合 |
| (4) 住 宅 経 理 | 4組合 |
| (5) 貯 金 経 理 | 51組合 |
| (6) 貸 付 経 理 | 64組合 |
| (7) 物 資 経 理 | 31組合 |
| (8) 財 形 経 理 | 23組合 |

(1) 組合別福祉経理設定一覧表

(平成23年度末現在)

組合名\経理名	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
地方職員共済組合	1	1	1	0	1	1	1	0	0
公立学校共済組合	1	1	1	1	0	1	0	0	0
警察共済組合	1	1	1	1	0	1	1	0	0
東京都職員共済組合	1	0	1	0	0	1	0	0	0
指定都市職員共済組合	10	0	2	2	3	10	0	0	0
市町村職員共済組合	47	0	40	0	44	47	29	21	0
都市職員共済組合	3	0	2	0	3	3	0	2	0
計	64	3	48	4	51	64	31	23	0

(2) 指定都市職員共済組合及び都市職員共済組合の福祉経理設定一覧表

(平成23年度末現在)

組合名\経理名	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
指定都市職員共済組合									
札幌市	○	—	○	—	○	○	—	—	—
川崎市	○	—	—	—	○	○	—	—	—
横浜市	○	—	—	—	—	○	—	—	—
名古屋市	○	—	○	○	○	○	—	—	—
京都府	○	—	—	—	—	○	—	—	—
大阪市	○	—	—	—	—	○	—	—	—
神戸市	○	—	—	○	—	○	—	—	—
広島市	○	—	—	—	—	○	—	—	—
北九州市	○	—	—	—	—	○	—	—	—
福岡市	○	—	—	—	—	○	—	—	—
小計	10	0	2	2	3	10	0	0	0
都市職員共済組合									
北海道都市	○	—	○	—	○	○	—	○	—
仙台市	○	—	—	—	○	○	—	—	—
愛知県都市	○	—	○	—	○	○	—	○	—
小計	3	0	2	0	3	3	0	2	0
合計	13	0	4	2	6	13	0	2	0

(3) 市町村職員共済組合の福祉経理設定一覧表

(平成23年度末現在)

組合名\経理名	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
北海道	○	—	○	—	○	○	○	—	—
青森県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
岩手県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
宮城県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
秋田県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
山形県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
福島県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
茨城県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
栃木県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
群馬県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
埼玉県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
千葉県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
東京都	○	—	○	—	○	○	○	—	—
神奈川県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
新潟県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
富山県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
石川県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
福井県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
山梨県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
長野県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
岐阜県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
静岡県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
愛知県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
三重県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
滋賀県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
京都府	○	—	○	—	○	○	○	—	—
大阪府	○	—	○	—	○	○	○	—	—
兵庫県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
奈良県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
和歌	○	—	○	—	○	○	○	—	—
鳥取県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
島根県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
岡山県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
広島県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
山口県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
徳島県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
香川県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
愛媛県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
高知県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
福井県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
佐賀県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
長崎県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
熊本県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
大分県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
鹿児島県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
沖縄県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
連合	—	—	0	40	0	44	47	29	21
計	47	0	40	0	44	47	29	21	0

2 福祉事業の平成23年度の収支状況は、次のとおりである。

(1) 保健経理収支状況

費　　目	支　　出	費　　目	収　　入
	千円		千円
職　員　給　与	4,066,346	負　担　金	30,066,761
厚　生　費	30,114,344	掛　金	29,031,065
旅　　費	68,742	補　助　金	6,464,505
事　務　費	399,005	施　設　收　入	1,556,143
減　価　償　却　費	350,347	利　息　及　び　配　当　金	1,833,835
助成金及び交付金	3,546	そ　の　他	14,363,099
医療経理へ繰入	72,442		
宿泊経理へ繰入	6,216,403		
物資経理へ繰入	20,000		
そ　の　他	34,412,439		
合　計　(　A　)	75,723,614	合　計　(　B　)	83,315,408
		差引　(B) - (A)	7,591,794

(2) 医療経理収支状況

費　　目	支　　出	費　　目	収　　入
	千円		千円
職　員　給　与	25,415,332	施　設　收　入	1,428,807
旅　　費	35,485	保　険　患　者　收　入	2,126,511
事　務　費	201,471	一　般　患　者　收　入	109,614
事　業　用　消　耗　品　費	340,033	内　部　患　者　收　入	811,189
薬　　品　　費	9,114,116	検　診　收　入	212,033
医　療　材　料　費	4,119,203	老人保健患者收入	-
飲　食　材　料　費	468,050	入　院　診　療　收　入	32,590,707
光　熱　水　料	1,151,611	外　來　診　療　收　入	17,329,127
減　価　償　却　費	3,771,038	雜　診　療　收　入	200,327
修　繕　費	514,821	利　息　及　び　配　当　金	248,111
内　部　患　者　割　引　費	338,598	保健経理より繰入	72,442
負　担　金	205,814	そ　の　他	8,523,797
支　払　利　息	240,950		
そ　の　他	13,055,315		
合　計　(　A　)	58,971,837	合　計　(　B　)	63,652,665
		差引　(B) - (A)	4,680,829

(3) 宿泊経理収支状況

費　　目	支　　出	費　　目	収　　入
	千円		千円
職　員　給　与	8,927,417	補　助　金	373,463
旅　　費	45,936	寄　附　金	145
事　務　費	288,272	施　設　収　入	47,504,146
商　品　仕　入	2,121,483	商　品　売　上	2,917,591
事　業　用　消　耗　品　費	1,404,847	利　息　及　び　配　当　金	667,511
飲　食　材　料　費	8,692,462	賃　貸　料	1,168,414
光　熱　水　料	4,425,400	保　健　經　理　よ　り　繰　入	6,216,257
燃　　料　費	276,540	そ　の　他	4,666,910
減　価　償　却　費	7,345,650		
修　繕　費	954,842		
賃　借　料	1,508,847		
委　託　管　理　費	3,042,576		
負　担　金	2,469,567		
支　払　利　息	628,847		
そ　の　他	21,419,630		
合　計　(　A　)	63,552,316	合　計　(　B　)	63,514,437
		差　引　(　B　)　－　(　A　)	△ 37,879

(4) 住宅経理収支状況

費　　目	支　　出	費　　目	収　　入
	千円		千円
職　員　給　与	87,747	補　助　金	-
旅　　費	2,755	施　設　収　入	25,241
事　務　費	32,167	利　息　及　び　配　当　金	1,375,734
減　価　償　却　費	38,108	そ　の　他	412,029
負　担　金	4,896		
支　払　利　息	808,140		
そ　の　他	464,016		
合　計　(　A　)	1,437,829	合　計　(　B　)	1,813,004
		差　引　(　B　)　－　(　A　)	375,174

(5) 貯金経理収支状況

費　　目	支　　出	費　　目	収　　入
職　　員　　給　　与	1,505,557	千円 利　息　及　び　配　当　金	千円 53,276,371
旅　　費	23,398	保　險　手　数　料	31,967
事　　務　　費	162,781	そ　の　他	4,063,552
支　　払　　利　　息	43,623,292		
そ　　の　　他	1,883,717		
合　　計　　(　A　)	47,198,745	合　　計　　(　B　)	57,371,890
		差引　(B) — (A)	10,173,145

(6) 貸付経理収支状況

費　　目	支　　出	費　　目	収　　入
職　　員　　給　　与	2,590,688	千円 貸　倒　引　当　金　戻　入	千円 2,892
厚　　生　　費	4,391	団体信用生命保険配当金	535,796
旅　　費	36,669	団体信用生命保険特約保険料	99,695
事　　務　　費	240,773	保　險　料　充　當　金	2,451,264
保　　險　　料	5,732,416	保　險　負　担　金	-
貸　付　金　保　險　料	1,050,846	そ　の　他	54,622,490
負　　担　　金	334,448		
支　　払　　利　　息	38,881,885		
そ　　の　　他	14,028,857		
合　　計　　(　A　)	62,900,973	合　　計　　(　B　)	57,712,137
		差引　(B) — (A)	△ 5,188,836

(7) 物資経理収支状況

費　　目	支　　出	費　　目	収　　入
	千円		千円
職　　員　　給　　与	356,733	施　　設　　収　　入	233,729
旅　　費	4,656	商　　品　　売　　上	4,698,819
事　　務　　費	40,771	商　　品　　販　　売　　益	113,707
商　　品　　仕　　入	4,500,019	手　　数　　料	-
飲　　食　　材　　料　　費	55,189	販　　売　　手　　数　　料	4,400
販　　売　　費	6,643	受　　託　　商　　品　　手　　数　　料	477,722
減　　価　　償　　却　　費	8,632	利　　息　　及　　び　　配　　当　　金	78,828
負　　担　　金	72,780	広　　告　　料	4,616
支　　払　　利　　息	316,986	保　　健　　經　　理　　よ　　り　　繰　　入	20,000
そ　　の　　他	776,765	そ　　の　　他	469,445
合　　計　　(　　A　　)	6,139,174	合　　計　　(　　B　　)	6,101,266
		差　　引　　(　　B　　)　　-　　(　　A　　)	△ 37,908

(8) 財形経理収支状況

費　　目	支　　出	費　　目	収　　入
	千円		千円
職　　員　　給　　与	-	補　　助　　金	-
旅　　費	-	利　　息　　及　　び　　配　　当　　金	8
事　　務　　費	119	そ　　の　　他	6,643
支　　払　　利　　息	6,734		
そ　　の　　他	112		
合　　計　　(　　A　　)	6,965	合　　計　　(　　B　　)	6,651
		差　　引　　(　　B　　)　　-　　(　　A　　)	△ 314

II 地方議会議員共済会の事業の概要

[I] 地方議会議員の概況

平成 23 年 4 月 1 日現在の地方議会議員の総数は 35,360 人で、その共済会別内訳は、都道府県議会議員共済会 2,674 人、市議会議員共済会 20,727 人、町村議会議員共済会 11,959 人である。

[II] 給付経理の財源

地方議会議員共済会の給付経理の財源は、発足当初、地方議会議員の掛金によることとされていたが、昭和 47 年度から、共済会の收支の状況を勘案して地方公共団体も費用の一部を負担することとされてきた。

平成 23 年度における掛金率（制度廃止前の 4 月及び 5 月分について適用）は、都道府県議会議員共済会が標準報酬月額の 100 分の 13.0、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が 100 分の 16.0、特別掛金率は、都道府県議会議員共済会が期末手当の 100 分の 2.0、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が 100 分の 7.5、地方公共団体の負担金率は、都道府県議会議員共済会が標準報酬月額の 100 分の 10.0、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が標準報酬月額の 100 分の 16.5 となっている。

制度が廃止された平成 23 年 6 月 1 日以後の給付に要する費用については、地方議会議員共済会が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担することとされており、その負担率は、都道府県議会議員共済会が標準報酬月額の 100 分の 56.1、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が標準報酬月額の 100 分の 102.9 となっている。

[III] 収支の概況（給付経理）

平成 23 年度の収支の状況は、収入 1,399 億円、支出 1,081 億円で、差引 318 億円の黒字となっている。収入の主な内訳は、負担金 1,338 億円（全体の 95.6%）、掛金 43 億円（同 3.1%）、特別掛金 1 百万円（同 0.0%）、利息及び配当金 2 億円（同 0.2%）である。一方、支出の主な内訳は、退職年金 499 億円（全体の 46.2%）、退職一時金 343 億円（同 31.7%）、遺族年金 168 億円（同 15.5%）、遺族一時金 2 億円（同 0.2%）となっている。